

令和 3 年度 認証評価

白梅学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	22
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	30
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	36
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	36
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	54
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	68
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	68
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	77
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	83
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	84
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	90
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	90
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	92
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	95
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、白梅学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 24 日

理事長

井原 徹

学長

高田 文子

ALO

瀧口 優

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和 17 (1942) 年	東京家庭学園発足
昭和 23 (1948) 年	杉並区馬橋に校地・校舎を得て移転
昭和 25 (1950) 年	付属白梅幼稚園創設
昭和 28 (1953) 年	白梅保母学園として新発足。同年 12 月に学校法人白梅学園となって独立
昭和 38 (1963) 年	東京都小平市小川町に校地を得て、校舎建築に着工
昭和 39 (1964) 年	白梅学園高等学校開校。小平校舎竣工。
昭和 44 (1969) 年	短期大学付属白梅幼稚園の小平園舎が竣工。杉並校舎より移転
昭和 45 (1970) 年	杉並校舎を閉鎖、第 2 部を小平校舎に移して、学園の移転完了
昭和 56 (1981) 年	小平市花小金井に関連施設、社会福祉法人小松福社会白梅保育園開園
平成 17 (2005) 年	白梅学園大学開設。子ども学部子ども学科設置
平成 18 (2006) 年	白梅学園清修中学校（中高一貫部）開校
平成 20 (2008) 年	白梅学園大学大学院開設。子ども学研究科子ども学専攻修士課程設置
平成 21 (2009) 年	白梅学園大学子ども学部発達臨床学科設置
平成 22 (2010) 年	大学子ども学部家族・地域支援学科設置 白梅学園大学大学院子ども学研究科子ども学専攻博士課程設置 白梅学園大学 地域交流研究センター設置
平成 25 (2013) 年	小平市鈴木町に関連施設社会福祉法人小松福社会うめのき保育園開園
平成 29 (2017) 年	小平市花小金井に関連施設社会福祉法人小松福社会このはな保育園開園

< 短期大学の沿革 >

昭和 28 (1953) 年	白梅保母学園として新発足。同年 12 月に学校法人白梅学園となって独立。
昭和 30 (1955) 年	名称を白梅学園保育科と改称。保母養成の学園でありながら幼稚園教諭養成所としての許可を受けて、保母資格と幼稚園教諭二級普通免許状を与えることができるようになる。白梅児童館併設。
昭和 32 (1957) 年	白梅学園短期大学となる。保育科第 1 部、第 2 部を設置。

白梅学園短期大学

昭和 36(1961)年	心理技術科第 1 部、第 2 部と専攻科保育専攻第 1 部、第 2 部を開設。
昭和 38(1963)年	東京都小平市小川町に校地を得て、校舎建築に着工。
昭和 39(1964)年	小平校舎竣工。保育科第 1 部と心理技術科第 1 部を小平校舎に移転。併設白梅学園高等学校を開設。
昭和 41(1966)年	小平校舎に教養科を開設。
昭和 44(1969)年	短期大学付属白梅幼稚園の小平園舎が竣工し、開園となる。
昭和 45(1970)年	杉並校舎を閉鎖、小平校舎に移して、学園の移転完了。
昭和 62(1987)年	保育科第 2 部、心理技術科第 2 部、専攻科保育専攻第 2 部の学生募集を停止。専攻科保育専攻第 1 部（1 年課程）を開講。
平成元(1989)年	専攻科福祉専攻（1 年課程）を開設。心理技術科第 1 部を心理学科第 1 部と科名変更。
平成 4 (1992)年	専攻科福祉専攻が学位授与機構認定専攻科となる。
平成 5 (1993)年	専攻科保育専攻が学位授与機構認定専攻科となる。各学科名より第 1 部を削除し第 2 部を廃止する。
平成 7 (1995)年	白梅学園短期大学教育・福祉研究センター設立。
平成 10(1998)年	福祉援助学科（介護福祉士養成施設）開設。専攻科保育専攻 2 年課程開設。
平成 17(2005)年	白梅学園大学開設。短期大学教養科、専攻科保育専攻の学生募集停止。
平成 21(2009)年	心理学科、専攻科福祉専攻の学生募集を停止。
平成 22(2010)年	短期大学福祉援助学科の学生募集停止。
平成 23(2011)年	短期大学心理学科廃止。
平成 24(2012)年	短期大学福祉援助学科廃止。
平成 31(2019)年	教育・福祉研究センター及び地域交流研究センターを改組し、子ども学研究所に統合。

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

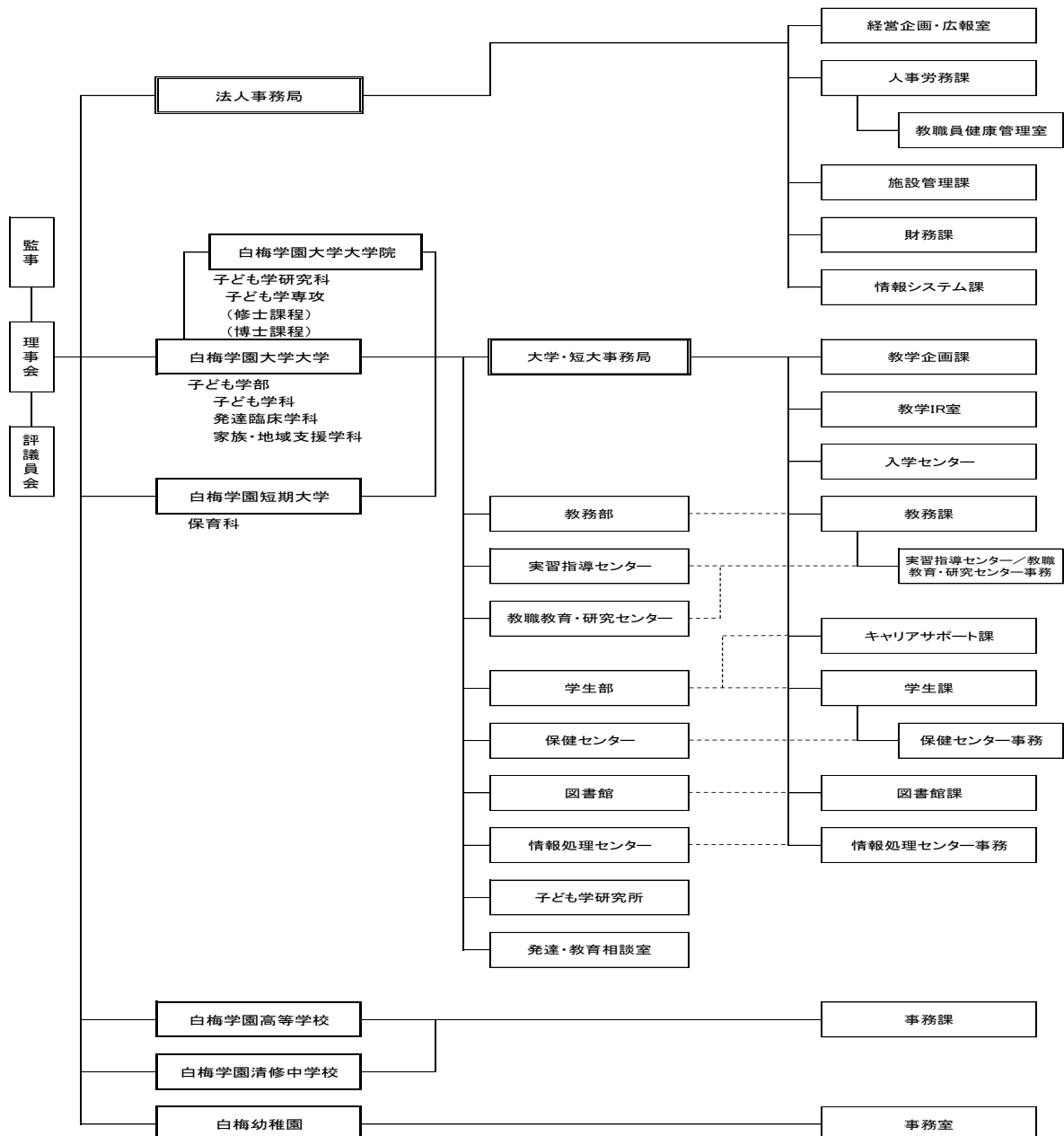
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
白梅学園大学 大学院	東京都小平市小川町 1 丁目 830 番地	22	51	34
白梅学園大学	東京都小平市小川町 1 丁目 830 番地	225	960	983
白梅学園短期	東京都小平市小川町	95	190	193

白梅学園短期大学

大学	1丁目 830 番地			
白梅学園高等学校	東京都小平市小川町 1丁目 830 番地	340	1,020	870
白梅学園清修中学校	東京都小平市小川町 1丁目 830 番地	60	180	87
白梅幼稚園	東京都小平市小川町 1丁目 830 番地	70	210	153

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3(2021)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学のある東京都小平市は、東京都多摩北部に位置し、都心部のベットタウンであると同時に学園都市でもあり、本学の他に7大学が所在する。本学の最寄り駅である西武国分寺線鷹の台駅は、新宿駅から国分寺駅経由で約30分の距離にあり、本学は鷹の台駅から徒歩約15分のところにある。

東京都小平市の人口動態の状況は下記の通りである。（住民基本台帳人口）

（人口：人 増加率：％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口	186,958	188,609	189,885	191,308	193,596
増加率	0.3	0.9	0.7	0.7	1.2
東京都人口	13,515,271	13,649,120	13,756,063	13,859,764	13,953,972

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成28 (2016) 年度		平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道 東北	1	1.0	0	0.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0
東京	76	74.5	78	80.4	73	74.5	78	83.9	79	81.4
埼玉	10	9.8	8	8.2	11	11.2	9	9.7	9	9.3
上記以外 関東圏	7	6.9	3	3.1	0	0	1	1.1	3	3.1
中部	8	7.8	6	6.2	11	11.2	3	3.2	6	6.2
近畿・中 国 四国	0	0	2	2.1	2	2.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	1.0	0	0.0	0	0.0	2	2.2	0	0.0
	102	100.0	97	100.0	98	100.0	93	100.0	97	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和2（2020）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学の求人件数は、例年卒業生数を大きく上回り併設大学と合わせると毎年 2000 件以上（入学定員・短大：95 名、併設大学：225 名）が寄せられており、地域社会より安定的な人材ニーズを得られている。また、就職率は例年 90%を超えている。

厚生労働省が公表した保育士の全国近年有効求人倍率は平成 29(2017)年度 3.40 人、平成 30(2018)年度 3.64 人、令和元(2019)年度 3.86 人、令和 2(2020)年度 2.94 人と（全体職種が 1.0～2.0 人未満が平均）高い水準であり、依然保育者のニーズは社会的に高いといえる。今後も都市部を中心として保育所・認定こども園の増加が見込まれることから保育者のニーズは一段と高まると言える。

■ 地域社会の産業の状況

平成 28 年度発行小平市産業振興基本計画によると、小平市の「近年の市内の事業所数全体では、それほど大きな変化はみられません。しかし、業種別に見ると、『医療、福祉』では増加している一方で、『卸売業、小売業』などは減少傾向となっており、業種によって異なる変化がみられます。従業者数についても、全体では大きな変化はないものの、業種別に見ると、『教育、学習支援業』や『医療、福祉』などのサービス業が大きく増加していることがわかります。」とあり、本学の主な分野である「教育、学習支援」「医療、福祉」のニーズが高いことが分かる。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

- 1) 科目の到達目標と学科の学習成果が混同されており、教育目的・目標を踏まえ

た学科の学習成果を明確にする必要がある。 2) 一部の科目において 15 回の授業の中で定期試験が行われており、1 単位当たり 15 時間の授業が確保されていないので、改善が必要である。 3) 併設大学との合同教授会が学則及び教授会規程に規定されていないので、規程を整備し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されたい。
(b) 対策
1) 学科のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーをもとに、カリキュラムマップ、カリキュラムマトリクスを作成し、履修指導を丁寧に行いながら、教育を行っている。 2) 全科目において授業時間の確保を行うため、一律に定期試験を行うのではなく各科目において到達確認方法を定め、シラバスにおいて周知している。 3) 併設大学との合同教授会を教授会規程に規定し、審議事項は短期大学単独で審議を行っている。
(c) 成果
1) 学科の教育目的・目標に基づいた各科目の到達目標がカリキュラムマップ・カリキュラムマトリクスで視覚的に示され、学科の学習成果を示した教育を行っている。 2) 学習時間の確保ができ、科目の教育内容に合わせた到達確認方法が明確になり評価することができた。 3) 規程を整備し、短期大学審議事項を単独で行い、短期大学独自の審議内容、承認ができガバナンス機能を果たしている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
1) 助教の執務室と研究室が兼用されていた。 2) 自己点検・評価のサイクルが確定されていなかった。
(b) 対策
1) 研究用の研究室（合同研究室）を設置した。 2) 項目を毎年見直し、毎年一定時期に行い、確認、改善するようにした。
(c) 成果
1) 助教における研究の場の確保により研究環境の整備を行った。 2) 毎年の自己点検・評価による改善サイクルをおこなえるようになった。

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	http://daigaku.shiraume.ac.jp/junior/#kengaku
2	卒業認定・学位授与の方針	http://daigaku.shiraume.ac.jp/junior/#kengaku
3	教育課程編成・実施の方針	http://daigaku.shiraume.ac.jp/junior/#kengaku
4	入学者受入れの方針	http://daigaku.shiraume.ac.jp/junior/#kengaku

5	教育研究上の基本組織に関すること	http://daigaku.shiraume.ac.jp/sosiki2020.pdf
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	http://daigaku.shiraume.ac.jp/disclosure/johokokai/index.php#tan
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	http://daigaku.shiraume.ac.jp/disclosure/johokokai/index.php#tan
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	http://daigaku.shiraume.ac.jp/disclosure/johokokai/index.php#tan
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	http://daigaku.shiraume.ac.jp/disclosure/johokokai/index.php#tan
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	http://daigaku.shiraume.ac.jp/disclosure/johokokai/index.php#tan
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	http://daigaku.shiraume.ac.jp/admisguide/payment/#01
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	http://daigaku.shiraume.ac.jp/disclosure/johokokai/index.php#tan

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	http://www.shiraume.ac.jp/disclosure/

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、公的研究費の不正使用などが生じないよう運営・管理に関する規程が定められている。また、不正使用を防止するために、「研究費等不正使用防止計画推進委員会」が設けられ、防止計画の策定やその推進に当たることが定められている。

監査等の実施については、「研究費の適正な運営・管理に関する内部監査規程」が設けられ、研究費が適正に使用されているか、年一度内部監査を行い、結果を最高管理責任者（学長）に報告し、被監査者及び教授会を通じフィードバックしている。

研究費の使用について、学園の会計規程のほか公的資金（科研費等）、学内研究助成、個人研究費の物品の購入、旅費請求、アルバイト雇用等に関するルールを定めた「公的資金・補助金等研究費使用マニュアル」に則り管理している。マニュアルは1冊にまとめられ研究者に提示している。物品等は管理事務部署において購入した物品の検収を行っている。ただし購入した消耗品が3千円未満の場合は、研究者自らが検収をし、職員による年複数回の納品事実確認を受ける。旅費請求については、研究者が出張をする場合、事前に出張令書を担当課室に提出し、出張終了後は、支出を証明できる書類とともに旅費精算書、報告書を提出することになっている。アルバイト雇用については、事前に「アルバイト（研究補助者）採用申請書」と長期雇用の場合は雇用者の「履歴書」を担当課室に提出し、学園との雇用契約を締結している。

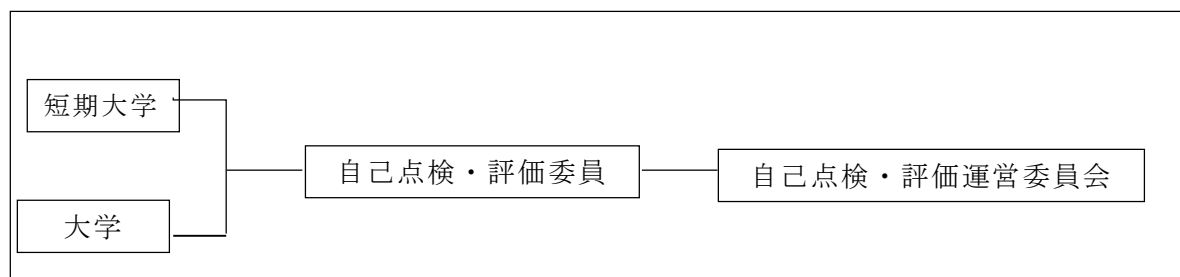
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

「白梅学園短期大学自己点検・評価規程」において、構成員を定め、令和2（2020）年度の構成員は下記の通りであった。（）内は令和3（2021）年6月現在の構成員。

学長	近藤幹生（高田文子）
副学長	森山千賀子（小林美由紀）
ALO	小松 歩（瀧口 優）
教務部長	佐久間路子
学生部長	松田尚佳
企画調整部長 （大学・短大事務部長）	昼間 史
入試制度部長	林 薫
図書館長	本山方子（森山千賀子）
子ども学研究所長	福丸由佳
実習指導センター長	杉本豊和（師岡 章）
情報処理センター長	倉澤寿之
保健センター長	小林美由紀
保育科学科主任	中山正雄（小松 歩）
FD委員長	須川公央
企画調整室長（教学企画課長）	金沢沙織
理事会代表（理事長）	井原 徹
理事会代表（事務局長）	大林 泉

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

白梅学園短期大学学則第1条第2項において自己点検・評価について明記されている。「本学はその教育研究水準の向上を図り、建学の理念・目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」としており、これに基づき、規程として「白梅学園短期大学自己点検・評価規程」（提出-6）が整備されている。自己点検・評価を行う組織として「白梅学園短期大学自己点検・評価委員会」が設置されており、委員会に関する条項が含まれ整備されている。

自己点検・評価委員会では、「白梅学園短期大学自己点検・評価規程」の第1条に定めるとおり、建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動、組織運営、施設設備に関する点検ならびに評価を行っている。具体的な自己点検・評価の方法については、「白梅学園短期大学自己点検・評価規程細則」で定め運用することとしている。「自己点検・評価規程細則」の第7条のとおり、毎年度行い、「自己点検・評価規程細則」の第8条に定める点検・評価項目に基づき実施することとしている。

その結果は広く公表することとし、毎年ALOにより点検・評価項目の結果をもとに自己点検・評価の概要としてまとめ、教授会へ報告後ホームページにて公表してきている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

年月日	内容
2019年度	
2019年5月9日	自己点検・評価委員会 ・短期大学第三者評価令和3（2021）年度受審 令和2（2020）年度内容について
2020年度	
2020年6月4日	自己点検・評価委員会 ・自己点検・評価票、単年度評価用について ・短期大学の第三者評価受審機関について ・「短期大学基準協会」基準確認
2020年10月1日	自己点検・評価委員会 令和2（2020）年度短期大学第三者評価スケジュールについて
2020年10月8日	教授会 ・第三者評価受審決定報告

白梅学園短期大学

2021年1月7日	自己点検・評価委員会 ・令和2（2020）年度自己点検・評価報告書（大学・短期大学基準協会提出用）作成について
2021年3月4日	自己点検・評価委員会 令和2（2020）年度自己点検評価提出・備付資料依頼 令和3（2021）年度第三者評価訪問日程について
2021年5月27日	自己点検・評価委員会 ・訪問調査の変更等について（通知）確認 ・令和2（2020）年度自己点検・評価報告書検討 ・自己点検・評価報告書等の作成マニュアルについて （自己点検・評価報告書の記述について）
2021年6月24日	自己点検・評価委員会 ・令和2（2020）年度自己点検・評価報告書承認

※2021年5月より隔週または毎週、ALOと自己点検・評価担当部署（教学企画課）と検討・相談を行った。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****<根拠資料>****1) 提出資料**

- 1 学生 HANDBOOK 2020
- 2 履修案内 2020 年度
- 3-1 GUIDE BOOK 2020
- 3-2 GUIDE BOOK 2021
- 4 ウェブサイト 教育研究上の基礎的な情報
- 5 令和 2 年度学則
- 11 保育科シラバス

2) 備付資料

- 2-1 小平市地域包括連携協定
- 2-2 小平市大学連携協議会～こだいらブルーベリーリーグ～設立趣意書
- 3 幼児教育推進のための連携に関する協定
- 4 小平西のきずな
- 5 のぼりぼう
- 6 あそぼうかい案内
- 7 公開講座案内
- 75 子どもサミット報告

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

白梅学園は、「人間を愛し、人間の価値を最高度に実現しようとするヒューマニズムの精神」を建学の理念としている。70 余年にわたり、その探究と実現をめざし、教育・研究活動を展開してきた。本学はこの建学の理念に基づき、日本国憲法、教育基本法、私立学校法の精神の実現につとめ、公共性を有し、社会の発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

上記に基づき、白梅学園短期大学の建学の理念は、学生 HANDBOOK（提出-1）及び履修案内（提出-2）、ホームページ（提出-4）に次のように示している。

建学の理念および教育目的

本学は、人間を愛し、人間の価値を最高度の実現しようとするヒューマニズムの精神を建学の理念としている。本学はこの建学の理念にもとづき、日本国憲法および教育基本法の精神の実現につとめ、社会の発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

また、短期大学の目的は、建学の理念に基づき学則第1条（提出-5）に下記のように規定している。

白梅学園短期大学（以下、「本学」という。）は教育基本法並びに学校教育法に基づき、特に人間尊重の理念を根本とし教養教育にあわせて専門教育を行い、社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

この理念・精神は昭和28（1953）年に、大正自由教育の流れに属し、総合リズム教育の先導者として、近代的保育の道を切り拓いた小林宗作の厚生保母学園が白梅学園に引き継がれ、加わることになる。この特色ある小林保育理論が白梅学園に注入され、開学以来建学の理念となって今日に引き継がれている。この建学の精神に基づき優れた人材を社会に送り出すことを通じて、公共性を高め、短期大学の高い就職率に示されている通り、高い社会的評価を得てきている。

建学の理念は、学生 HANDBOOK（提出-1）、履修案内（提出-2）、ホームページ（提出-4）にて表明しており、学生はもちろんのこと、ステークホルダーが認識、理解できるようにしている。学外においてはオープンキャンパス、高校教員対象説明会等の機会に学長講話や GUIDE BOOK（大学案内）（提出-3-1）を用いて説明し、学外に積極的に表明している。学生においては入学式、卒業式における学長告辞、オリエンテーション、入学後例年4月末に行われるオリゼミ（令和2（2020）年度は中止）を通じ触れられ、前述にもある学生 HANDBOOK 等様々な機会を通じ定期的に認識できるようにしている。また教養教育科目である「ヒューマニズム論」においても、建学の理念である「ヒューマニズム」について深く学ぶ機会を設けている。

また保育科の基本科目として位置づけている1年前期の「人間」（提出-11）の授業において学長の講義を位置づけ、その中で学是であるヒューマニズムについて講じている。授業の中に位置づけることによって、ヒューマニズムが単なる目標ではなく、日々の保育実践に活かされなければならないことを伝えてきている。

学内の教職員については入職時説明会において、理事長講話、各種研修会、入学式、卒業式等含めた各種式典での学長及び理事長の式辞等を通して、定期的に建学の理念に触れ共有している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

本学は、地域に向け公開講座、リカレント教育、正課授業の開放を実施している。平成 31（2019）年 4 月に従来あった「教育・福祉研究センター」、「地域交流研究センター」を統合、改組して「子ども学研究所」とし、その中に「地域連携事業」及び「成果発信事業」（そのほか「研究事業」がある）の中の「成果発信事業」を強化した。成果発信事業において「子ども学講座」をはじめとした公開講座を実施し、中でも保育セミナーは 25 回を数え、卒業生をはじめ現職の保育者に向け、定期的な講座を開催してきた。告知等は近隣へ案内の郵送のほか、ホームページでも広く告知をし、開催している。

そのほかリカレント教育として近隣では開講の少ない幼稚園教諭向け「教員免許状更新講習」を大学と共同で実施している。また東京都委託事業による「保育士キャリアアップ講座」を実施し、多摩地区を中心とした保育士へのリカレント教育を実施してきた。ただし令和 2（2020）年度はコロナ禍もあり、ほとんどの公開講座、リカレント教育については実施できなかったが、公開講座は発達・教育相談室において、支援者のための研修会（オンライン開催）を実施した。テーマは、『発達に偏りのある女の子の理解 ～幼児期から思春期までの偏りの表れ方』（備付-7）で、133 名（うち教員 6 名、職員・併設大学在学学生 6 名）の参加者があった。

本学が所在する小平市とは包括連携協定を締結している。「障がい児療育支援事業」の委託契約を締結し、各種ワークショップ、理解啓発事業を通じて、地域の障がい児の支援にも取り組んでいる。

令和元（2019）年度、子ども学研究所の取り組みとして小平市の小学生、中学生を対象として「小平子どもサミット」を実施した。小平市の東西から 2 校ずつ選んで、「小平市に暮らすことについてのアンケート」を 5 月に実施した。それを集計して小学生や中学生の声としてまとめ、8 月に開催したサミットでは、そのアンケートの結果から、小平市に対してどのような要望を出すかについてまとめ、8 月後半に小学生が中心となって市長宛に「報告書」を提出した。（備付-75）

「報告書」では「1. 学校での生活や学習について」は 17 項目、「2. 地域での生活について」は 15 項目、「3. 小平市全体について」は 16 項目が要望として提示され、小平市教育長が回答するということでまとまった。

令和 2（2020）年度はその報告書がどのように反映されるのかを視野に第 2 回の「小平子どもサミット」開催を目指したが、コロナ禍のために延期されることになった。以下報告書の内容である。

「2019 小平市子どもサミットからの報告書」

私たちは 2019 年に白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所が主催し、小平市及び小平市教育委員会が後援した「小平市子どもサミット」に応募しました。小平市子どもサミットでは「小平市に暮らすことについてのアンケート」を踏まえて意見をまとめましたので、以下の点について小平市として検討していただくことを要望します。

1. 学校での生活や学習について

- (1) 学校での生活は大変楽しいので今後も楽しい学校を守って欲しい。
- (2) アンケート結果で自分のことを好きだと思わない人がいるので、もっと自信を付けさせて欲しい。
- (3) 違う学校の人たちとたくさん遊びたい。
- (4) 小学生から高校生まで参加できる議会をしてみたい。
- (5) 市内の部活動交流会の日を増やして欲しい。
- (6) 学校の給食をもっとおいしくして欲しい。
- (7) 大学や高校の見学をさせて欲しい。
- (8) ボランティアに参加しやすいようにして欲しい。
- (9) 小学生にも投票の体験をさせてほしい。
- (10) 学校の図書館に司書の先生を置いてほしい。
- (11) 給食の器を陶器にしてほしい。
- (12) 給食のメニューを子どもに考えさせて欲しい。
- (13) 体育館に冷房が欲しい。
- (14) ランドセルではなく、リュックサックなどでの登校も認めて欲しい。また安いランドセルやランドセルを譲ったりする制度があると良い。
- (15) 学校へ持っていく荷物が多いので、もっと学校に置いておけるようにしてほしい。
- (16) 土曜日の授業をなくしてほしい。
- (17) タブレットやスクリーンを活用した授業をして欲しい。

2. 地域での生活について

- (1) 子どもが安心して過ごせる場所が少なくなっているので、学校を含めてもっと子どもが楽しく遊べる場所を考えて欲しい。
- (2) 特に家族で楽しめる場所が無料で使えるような施設が欲しい。
- (3) 近いところに地域センターや公民館、児童館が欲しい。
- (4) 祭りをもっと増やして欲しい。特に地域の伝統を伝える祭りが欲しい。
- (5) 小平の特産であるブルーベリー狩りがもっとできるように増やして欲しい。
- (6) 昔遊びのベーゴマなどができる場所が欲しい。
- (7) ひと月に1回地域センターや公民館で話をする時間を作って（確保して）欲しい。
- (8) 小さい子どもから高齢者までみんなで楽しめるようなミニ運動会があって欲しい。
- (9) 小中学生に小平の図書館について紹介して欲しい。
- (10) 障がい者も楽しめる公園が欲しい。
- (11) 地域の人とのふれあいの場が欲しい。
- (12) 不審者対策をしてほしい。特に暗いところは街灯を増やしてほしい。
- (13) 地域で見守ってくれる人を増やして欲しい。
- (14) 図書館が暗い、図書館の自習室がきちんとした施設になっていない、クーラーを使うのに〇度以上にならないと使えないとかではなく、環境問題も大事だけ

ど、もっと工夫して欲しい。

3. 小平市全体について

- (1) 無料で野球が出来る広い場所が欲しい。
- (2) スポーツ施設、スケートボード場やテニスコート、ボルダリングなどを作って欲しい。
- (3) テニスコートを増やして欲しい。
- (4) 大きなショッピングモールや映画館等を作って欲しい。
- (5) プールを充実させて欲しい。
- (6) 小平に自然が豊かな公園を増やして欲しい。
- (7) ごみの有料化によってゴミの排出を減らせるのではないかと思う安くしてほしい。
- (8) 森の木でおもちゃづくりをやってみたい。
- (9) フィールドアスレチックやツリークライミングができる場所が欲しい。
- (10) 家族や友達とゲームを楽しめる場所が欲しい。
- (11) 大人も子どもも一緒に楽しめる場所が欲しい。またそれを知らせてほしい。
- (12) 外国の姉妹都市をつくってほしい。
- (13) 防災訓練で地震などを体験できる場所が欲しい。
- (14) 戦争体験をできれば学校単位で聞かせて欲しい。
- (15) 小川駅を新しく開発する計画があるらしいがそれを説明して欲しい。環境が変わってしまうのに意見を言う場がほしい。
- (16) 都心のようになるのではなく自然を生かして欲しい。

サポート：白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所

平成 24（2012）年より、教員を中心として小平市西地区を中心とした小平市西地区地域ネットワーク事業（以下「西ネット」）を開始した。「お互いの顔が見える地域づくり」のために「大学ができることはなにか？」をコンセプトに年数回の地域世話人会、懇談会を開催。世話人は地域の民生委員・児童委員や地域活動に積極的に参加している人々、そして地域づくりに関心のある人々で構成している。また年 4 回のニュースを発行（備付-4）し大学と地域に住民による「地域づくり」のためのコミュニティを築いている。これらを継続するためにほぼ毎月大学の世話人会を開催し、懇談会、地域世話人会そしてニュースの内容等について相談している。大学世話人会の開催数は、令和 3（2021）年 3 月末で 92 回を数える。

この「西ネット」は平成 17（2005）年からスタートした「地域ネットワークづくりの研究」を通して、人と人のつながりが豊かであればあるほど人間に対する信頼が高いという調査の結果を踏まえて平成 24（2012）年より組織されたものである。令和 3（2021）年 3 月の懇談会で 39 回を数え、ニュースは 36 号発行している。「西ネット」は大学のホームページにて、全てのニュース（備付-4）が閲覧できるようになっている。ニュースには大学の発信と地域の声を重ねて、大学が地域コミュニティづくりに力を尽していることを伝えている。下記内容の一覧である。令和 3（2021）年がちょうど 10 年目にあたり、今までの取り組みを検証すべく地域との相談を行っている。

2020年度中に発行した「小平西のきずな」(34号～37号)

***小平西のきずな34号**

- ①2020フィンランド精神医療―開かれた対話 (OD オープンダイアログ) 視察から (白梅学園大学教員)
- ②かけがえのない日々をふたたび (白梅幼稚園園長)
- ③子どもたちの夢をつなぐ (白梅学園清修中学校校長)
- ④新型コロナ禍から考える―グローバルズムから、地域住民を主体としたパラダイムの転換へ (白梅学園大学名誉教授)
- ⑤クラブハウスはばたき―地域活動支援センターはばたきにおけるコロナ禍での活動
- ⑥大学の街西ネット・学生模様3―白梅学園大学・短期大学の巻 (元白梅学園大学教授)
- ⑦新型コロナウイルス、挑戦・応戦―西の風
- ⑧修了証書を11人に宅配 (西ネット世話人)
- ⑨ベトナムを訪ねて25年―多文化共生を求めて (保育科教員)

***小平西のきずな35号**

- ①コロナ禍での学習支援 (白梅学園大学教員)
- ②SFP でつながる学び (白梅学園高等学校教諭)
- ③コロナ禍の高齢者施設―小川ホームの取り組み
- ④コロナ下での子どもの上京と市民活動―NPO こだいら自由遊びの会他
- ⑤「分った会」、9月3日再開! (子ども学研究所嘱託研究員)
- ⑥NPO 法人地域福祉ネットワーク第2 こだま
- ⑦新型コロナ禍におけるデーサービスの取り組み
- ⑧10月26日再開―今度こそ定着を目指して―南西部地域コミュニティタクシー実証実験 (保育科教員)
- ⑨コロナ禍の地域作りを思いつつ、身近な話題をミソヒト文字に (元白梅学園大学教授)
- ⑩9月小平市議会でのご検討のお願い

***小平西のきずな36号**

- ①地域連携事業を担当者として思うこと (白梅学園大学教員)
- ②身近な自然とともに (白梅幼稚園園長)
- ③白梅子育て広場オンラインあそぼうかい (白梅学園大学学生)
- ④デイサービスオリーブたかの台での対面での世代間交流 (白梅学園短期大学副学長)
- ⑤介護レクレーション演習を行いました (白梅学園大学教員)
- ⑥「分った会」に携わらせていただいて
- ⑦第37回懇談会 (オンライン) 報告 (保育科教員)

⑧コミュニティタクシーに載ってみよう

＊小平西のきずな37号

- ①保育・子育てと地域性ということ（白梅学園大学・白梅学園短期大学学長）
- ②全国小・中学校リズムダンスふれあいコンクールへの参加を通して（白梅学園清修中学校教諭）
- ③オンライン子育て広場「世界旅行へレッツゴー！」（白梅学園短期大学1年）
- ④本当の意味での学ぶ喜びを感じることができる
- ⑤子どもの心に寄り添って
- ⑥新採からの10年 つながりのきっかけ
- ⑦西の風が吹いた!!—カフェなかじまコロナウィルスとの戦い
- ⑧西ネット第38回地域懇談会報告—地域包括から見えてくる現状（保育科教員）
- ⑨アクア薬局の取り組みについて
- ⑩白梅フードパントリー実施報告（白梅学園大学・白梅学園短期大学学生課課長）

また、小平市と小平市市内にキャンパス等を持つ7つの大学（本学、津田塾大学、武蔵野美術大学、嘉悦大学、文化学園大学、一橋大学、職業能力開発大学校）間で協定を締結し、小平市大学連携協議会（備付-2-2）を組織している。保育科の教員がこの協議会会長に就任し、4年間務めた（令和2年度まで）。協議会では年数回連絡調整会を実施しており、併設大学と短期大学の代表として定期的な意見・情報交換をしている。令和2（2020）年度はコロナ禍ということもあり、下記の通りオンラインでの開催となった。

第1回 令和2年7月 28日（火）	第1回 職業能力開発総合大学校※	予算・決算に関することや、事業中止にともなう補助金の使用用途（冊子の作成）について協議。 また、各大学からの告知事項やコロナ禍における大学の取組についての情報交換。
第2回 令和2年12月 9日（水）	第2回 白梅学園大学・ 白梅学園短期大学※	大学間の連携のあり方や今後の方向性について、議論 【第1回】 連携に関する調査報告
第3回 令和3年3月 15日（月）	第3回 小平市役所※ ※オンラインホスト校	【第2回】 令和3年度事業計画について（「まちで楽しむ」・「NPO体験セミナー」・「学長懇談会」の開催） 【第3回】 令和3年度事業計画について 大学連携協議会の振り返りと今後について

この協議会では、小平市及び大学間で学生の地域交流を行っている。1つは小平市内の大学のサークルやゼミなどが地域に関わって行っている活動を発表し、それを市民が聞いて意見交換するもので7回を数える。令和2（2020）年5月に8回目を企画し

たがコロナ禍のために延期となり、令和3（2021）年度実施予定である。もう一つはNPO 体験セミナーの企画で、これは市内の NPO や市民団体が日常的に行っている活動に学生が体験的に参加し、その体験を発表し合う中で、市民と大学、学生の交流を進めるというものである。こうした交流を通して実際に NPO 等に就職していく学生も生まれている。

もう一つの地域貢献として、大学が全面的に支援しながら学生達が取組んでいる「子育て広場」がある。平成16（2004）年に学生の自主的学びの場を目指して7つの「子育て広場」を実施し、地域と連携した教育実践を重ねて来た。平成18（2006）年に文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に「子育て広場を介し地域と学生を繋ぐ短大教育」として申請し、採択されたものである。平成20（2008）年度で補助期間は終了したが、その後も学生と教職員の協力で継続されている。入学の動機としてこの子育て広場の存在をあげる高校生も少なくない。

令和2（2020）年度はコロナ禍のため当初予定した広場が開催できず、11月と1月（備付-6）に時期を変更し、オンラインで実施した。11月は上級生がリードして見本を示し、1月は1年生が中心となって取組んだ。はじめはどうなることかと心配したが、学生達の創造性によって、ZOOMの画面上に自宅にしながら学生とのやりとりを楽しむ子どもたちの姿があった。学生達の総括には「初めのあそぼうかいでは先輩たちが中心となっていたため先輩たちに任せっきりにしていたところがあったが、今回は1年生中心のあそぼうかいであったため、1回目より積極的に自分の意見を言ったりして進行することができた。誰かが困っているときにはみんなで助け合っていたので、みんなで支え合うことの心強さと大切さを学んだ」など大きな学びにつながっている。1年間の振り返りでも「入学前から子育て広場には興味があって、入学したら絶対やりたいことのひとつでした。対面での実施は難しい状況になってしまったけれど、オンライン「あそぼうかい」という初めての試みに携われたことがとても良かったです。

「あそぼうかい」の他にも子どもへの支援や福祉についても様々なことを学べたので良かったです。」と語っている。また「講義などを通して学んだことは、どのように地域の方と関われるのかだったり、子どもがいる家庭内の状況だったり、地域とのつながりの現状などを学ぶことができました。また、広場をやるにあたってどのようなことを意識や工夫をして取り組めばよいのかについても学ぶことができました。実際の広場を通して学んだことは、オンライン上ではありましたが少しでもコミュニケーションを取ることができて、より地域と家庭の繋がりについて再確認することができました。子どもだけではなく一緒に参加していた保護者の方の様子も見られて、数人子どもがいる家庭の普段の様子が垣間見えたので、子育て支援についてもより考えが深められそうだなと思いました。」と自分の成長を振り返っている。

この子育て広場はスタートして17年が経過し、卒業生が広場のOB・OGとして組織を作り支援する体制ができている。1年に2～3回、学生と教員、それにOB・OGの三者で懇談会を開いたり研修会を行ったりして支える体制ができている。

また小平市の東部地域では、これも科研費の研究を受けて保育所を中心にした地域ネットワークづくりに10年ほど前から取組んでいる。地域の親子、高齢者等を招いた保育園での子育てカフェなども開き、地域応援紙「のぼりぼう」（備付-5）は14号ま

で発行している。この1年はコロナ禍のために対面でのカフェが開催できず、11月に懇談会、2月に「オンラインカフェ」を実施している。

小平市以外では、令和2（2020）年2月には国立市と「幼児教育における連携協定」を締結し、関係部署との連携を通じ委員の派遣や、幼児教育施設への運営のための意見協力を行っている。

東村山市とは過去子育て支援センター運営受託の経験から、現在も継続して年1回東村山市と子育て支援センター運営団体と本学と三者で、子育て支援センターの協議・懇談会に学長が出席している。（但し、令和2（2020）年度は中止）

教職員及び学生は、ボランティア活動や地域イベントへの関わりを通じて地域・社会に貢献している。福祉施設や教育施設、地域で活動する団体から、学生ボランティアへの期待は高く、寄せられるボランティア依頼をキャリアサポート課で集約し教職員に紹介している。また、地域に誇りや愛着を持ち住み続けたいと思うまちづくりを目指す「こだいら観光まちづくり協会」と連携して、「地域連携キャリア啓発プロジェクト」として地域イベントにボランティアスタッフとして関わる活動を実施している。令和2（2020）年度はコロナウイルス感染拡大により、計画していたイベント14件がすべて中止になった。そのような中でも、できる活動に取り組もうと、小平市PR動画作りに取り組んだ。令和3（2021）年3月2日こだいらプチ田舎会議にて地域住民に公開予定であったが、緊急事態宣言中のため会議での発表は中止になった。

ゼミナール単位での地域貢献としては、小平市たいよう福祉センターが主催する「センター祭り」への出店ボランティアがある。毎年9月初旬の日曜日に朝から受付、付近で食品の販売を行っている。材料などはすべて自分たちで準備し、当日は交代してイベントなどにも参加する。障がい者やその家族などとの交流は、学生の学びに深みを与えてくれる。2年生は例年施設実習と重なるため、基本は1年生が参加している。その他ゼミナール単位で児童虐待防止の運動に関わったり、保育所や施設等でのボランティア活動をしたりしている。ただし令和2（2020）年度はほとんどが受け入れ施設がなく、別途の活動となった。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

1) 提出資料

1 学生 HANDBOOK 2020

2 履修案内 2020 年度

3-1 GUIDE BOOK 2020

3-2	GUIDE BOOK 2021
4	ウェブサイト 教育研究上の基礎的な情報
5	令和2年度学則
8-1	入試ガイド 2020
8-2	入試ガイド 2021
11	保育科シラバス
25	カリキュラムマップ

2) 備付資料

22	2020 年度ゼミナール研究発表会抄録集
23	カリキュラムマトリクス
備付資料-規程集 37	学位規程

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の理念に基づき、学則第1条第1項（提出-5）において「白梅学園短期大学は教育基本法並びに学校教育法に基づき、特に人間尊重の理念を根本とし教養教育にあわせて専門教育を行い、社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」と定め、学科・専攻課程の教育目的、教育方針、本学のめざす人材像を確立している。

教育目的

日本国憲法および教育基本法の精神の実現につとめ、社会の発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

教育目標

白梅学園短期大学保育科は、建学の理念であるヒューマンイズムの精神に基づき、保育・幼児教育と子どもを取り巻く家族や現代社会に関する理解を深め、子どもの権利を尊重し、現代社会において子どもや家族の健やかな成長・発達を支援するために、豊かな人間性と確かな専門的力量を身につけた人材を育成することを目指しています。

そこで、科学的認識に基づく新しい保育理論と技能をバランス良く学び、保育士の国家資格および幼稚園教諭2種免許の取得を可能にするカリキュラムを配置しています。

毎年度全学生に配布する学生 HANDBOOK（提出-1）、履修案内（提出-2）に記載する

とともに、ホームページ（提出-4）にも掲載し学内外に広く公表しており、学生はもちろんのことステークホルダーに認識、理解を得るための取り組みを実施している。

教育目的・教育目標に基づく人材育成がされているかは、定期的開催される学科会議及び教務委員会において、十分に検討している。その結果を毎年の自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会により点検を行っている。また監事による教学監査による点検を行っている。地域・社会の要請にこたえているかは、求人情数及び就職の決定率などで数字上でも確認ができている。

学科	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	就職 希望者数	就職率	求人社数	就職 希望者数	就職率	求人社数	就職 希望者数	就職率	求人社数
保育科	82	98.8%	2465	80	92.5%	2420	80	96.3%	2084

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の建学の理念「ヒューマニズム」に基づき教育目標、三つの方針、「育てたい学生像」(ディプロマポリシー)、「カリキュラム構造と考え方」(カリキュラムポリシー)、「求める学生像」(アドミッションポリシー)を定めている。

短期大学としての学習成果は、本学のめざす人間像として、以下五点を掲げている。

1. 自分と他人を大切にし、人類愛にみちた人間。
2. 主体的に判断し、行動し、その結果に責任をもつ人間。
3. 知的な探究心にみち、論理的に考え、生涯学びつづける姿勢をもつ人間。
4. 美しいものに感動する心もち、新鮮なおどろきを感じられる人間。
5. 仲間と協力して、民主的で平和な社会をつくり、新しい文化を創造する人間。

そのうえで、保育科としての教育目標とその学習成果を以下の通りとしている。

白梅学園短期大学保育科は、建学の理念であるヒューマニズムの精神に基づき、保育・幼児教育と子どもを取り巻く家族や現代社会に関する理解を深め、子どもの権利を尊重し、現代社会において子どもや家族の健やかな成長・発達を支援するために、豊かな人間性と確かな専門的力量を身につけた人材を育成することを目指しています。

そこで、科学的認識に基づく新しい保育理論と技能をバランス良く学び、保育士の国家資格および幼稚園教諭2種免許の取得を可能にするカリキュラムを配置しています。

さらに学科の教育目的、目標を達成するための各教育科目がどのように「育てたい

学生像」(ディプロマポリシー)のどの項目を達成することになるかを図示するとともに、学習内容の順次性と科目間の関連性を示すカリキュラムマップを示している。こうした系統的で段階を踏んだカリキュラムを踏まえて、学生が2年間の学びに加えて四年制大学への編入を選択するケースが増えている。95人の定員のうち10人から15人が併設の白梅学園大学の各学科に編入している。

2019年度入学生 保育科カリキュラムマップ

	保育科1	保育科2	保育科3
DP	子どもの成長と発達について、確かな知識を習得している。	子どもと家族についての確かな知識を習得し、保育・幼児教育を実践するための技術を習得している。	子どもや家族をめぐる諸問題に対して、ヒューマンズムの精神に基づく自分なりの考えを持ち、それを表現し、行動することができる。
2年生	保育指導法 幼児教育の方法 障害児保育Ⅰ	保育ゼミナールⅡ 保育・教職実践演習(幼稚園) 保育内容演習 人間関係 保育内容演習 環境 保育内容演習 表現 乳児保育Ⅱ 障害児保育Ⅱ 子どもの音楽表現Ⅲ 子どもの身体表現 健康の指導法 人間関係の指導法 環境の指導法 言葉の指導法 音楽表現の指導法 造形表現の指導法 身体表現の指導法 保育・教育相談(子育て支援含む) 社会的養護Ⅱ 子どもの保健と安全 特別支援教育入門 子どもの食と栄養Ⅱ 社会的養護Ⅰ 保育者論 子ども家庭支援論	
	幼稚園実習・施設実習Ⅰ・施設実習指導Ⅰ・ 保育所実習Ⅱ・保育所実習指導Ⅱ・施設実習Ⅱ・施設実習指導Ⅱ		
	教養教育科目		
	外国語ⅡA 外国語ⅡB		
1年生	保育・教育課程論 乳児保育Ⅰ 保育・教育の心理学 子どもの理解と援助 子どもの保健 子どもの食と栄養Ⅰ 保育原理 教育原理 社会福祉 子ども家庭福祉 保育ゼミナールⅠ	保育内容総論 保育内容演習 健康 保育内容演習 言葉 子どもの音楽表現ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB 子どもの造形表現	
	幼稚園実習・保育所実習Ⅰ・保育所実習指導Ⅰ		
	教養教育科目		
	ヒューマンズムの精神を学ぶとともに、自らの人間性や世界観を深めることを目的とする		
	外国語ⅠA 外国語ⅠB 海外語学演習 基礎体育(実技) 基礎体育(講義)	ヒューマンズム論 人間 文学 医学一般 生物学	情報処理 歴史学 日本国憲法 家族社会学 地域子育て支援演習
	保育の本質・目的に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の内容・方法に関する科目
		ゼミナール	実習

保育科のカリキュラムマップを表にすると上記のようになるが、教養教育科目の中にヒューマンズムを学ぶ科目「ヒューマンズム論」が配置されており、自らの人間性や世界観を養う科目として「人間」が設定されている。「ヒューマンズム論」も「人間」

もオムニバス科目として保育、福祉、教育等、本学の学生が関係する各分野を意識して設定されている。また併設の四年制大学と同時履修が可能な「地域子育て支援演習」

(提出-11) は7人の教員がオムニバスで授業を担当し、学生達は例年、数回の「子育て広場」(あそぼうかい(備付-6))を地域開いて開催している。(令和2(2020)年度は2回)実践的な科目であるが、多くの学生達が積極的に参加している。令和2(2020)年度は全部で112人(併設大学共同開講科目)、保育科だけでも35人が履修している。語学(外国語I)については英語を基本とするが、ドイツ語、フランス語、中国語も開講しており、その他の言語も視野に入れている。

専門科目においては、1年次前期に「保育内容総論」(提出-11)がある。この科目は保育の入り口として、担当者の指示のもとに保育科のゼミナールを担当する全教員が関わって実践的な学びを保障している。グループに分かれて幼稚園と保育園を訪問し、そこで学んだことを授業に持ち帰って分析する。また1年後期には「保育ゼミナールI」、2年前期には「保育ゼミナールII」が配置され、ゼミナール担当者の専門性を生かしつつ、学生達が2年次2月ゼミナール研究発表会においてどのような内容を発表するかの指導が行われている。

【ゼミナール活動の抜粋】

● 2年次

- ・オンライン授業が実施される中での活動を模索し、身体表現の学びを深めるための一環としてゼミ生1人ずつがそれぞれ手遊びを行った。グループでの対話を大事にしながら、短大の構内や近辺で『影探し』をする活動も行った。グループに1台、iPadを提供しいろいろな影を探しに行き、発表をし合った。

- ・昆虫の専門家である外部講師1名を招き、キャンパス内における昆虫採集と標本作製の体験学習を実施。

- ・同敷地内にある白梅幼稚園におけるイベント実施を初めて企画。お魚コンサルタントの外部講師1名を招き、白梅幼稚園の降園後の時間を活用した海洋生物の「タッチプール」を実施。

- ・環境教育インストラクターの授業ゲストを招き、湘南の江の島の麓にあたる片瀬の境川河口において釣りの体験を実施。

- ・テーマを「児童文学と非暴力」ということで、それぞれが5冊ずつ選んで、それをランク付けする。学生は図書館から本を郵送貸出し、読む。前期の実習が後期になり、本の検討も飛び飛びになってしまった。最終的に50冊の分析ができた。

- ・例年、3ゼミ合同で乳児院、保育所、障がい者施設へのボランティアを行っている。2020年度は、コロナ禍に伴い積極的な現場でのボランティアが出来ず、個別に保育現場と連絡を取りながら半年かけて行った。また、合同でのキャンプは出来なかった。(3日間～5日間参加している。その後、9月初旬にキャンプを行い、ボランティアを終えての感想や学び等について振り返る場を設けている。ゼミナール研究に向けての出発点ともなっている)

- ・個別でのボランティアや貴重な機会である実習を通して、ゼミの研究に繋がる観察を行い、ゼミ内で共有した。

・ゼミの共同研究テーマは、「子どもの遊びと発達と環境について」であることから、1 年次後期のゼミナールⅠから継続して活動したことは、「子どもの遊びと発達」に関する文献資料を全員で分担して読み合い、各自が感想を述べあった。

①1 年次 9 月に豊かな遊びを展開している A 幼稚園の見学での学び。②1 年次 10 月の学園祭での「子どもの遊び企画」での学び。③「子どもの遊びと発達」に関する文献資料を読み合っでの学び。を実施しまとめとしての「研究発表の抄録作成」「プレゼン資料作成」を行っていった。

・コロナ禍において保育現場ではどのような工夫が行われているのかを、新聞や実習園の HP 等で調べたことをもとに話し合った。毎週 2, 3 名が具体的な保育計画を考えて模擬保育を行った。写真や資料を見やすく提示するなどそれぞれ工夫しながら実施し、良い点、改善点を共有した。後期の活動に向けて、0 歳～5 歳の年齢毎に発達の特徴と遊びについて調べてまとめを実施した。

・分担した年齢についてグループごとに調べてまとめる作業を行った。実習では保育者の関わり（遊びへの具体的な援助）について観察し、各実習後各自が観察してきたことを報告し合い、最終的に「子どもの発達と遊びの関係性と保育者の援助～粗大運動、微細運動、言葉・認知の視点から～」としてまとめた。

●1 年次

・環境教育インストラクター及び水産コンサルタントの授業協力者を招き、湘南の江の島の麓にあたる片瀬の境川河口において釣りの体験を実施。

・オンライン授業では自分の好きな絵本を選び、その作家へファンレターを書いて郵送するというプログラムを新たに取り入れた。匿名化して相互に読み合っで添削し、他の学生の文章に触れたり、文章の書き方を学んだりする機会とすることによって、実習日誌や指導案に留まらず連絡帳やドキュメンテーション等の実際に仕事でも書く機会は少なくないため、語彙を増やし、書くことに慣れることを意図した。対面授業においては、学外授業（釣り体験）の準備として現地で自ら釣具のセッティングができるように事前学習したり、落ち葉やドングリ等を用いた製作やちぎったり熱したりして匂いの変化やアートの観点からの相互評価を行ったりした。

・卒業生の厚意により施設見学を行った。その際、乳児クラスで使用していた手作り玩具について、卒業生を招き、乳児向けの手作り玩具を作成した。作成した玩具は豪雨被災地となった熊本の保育園に寄付した。また、これまでも、福島県へは数年続けて玩具の寄付を行ってきた。

令和 2（2020）年度のゼミナール研究発表会はコロナ禍の中で、例年 1・2 年生合同で参加していたものを、1 年生はオンライン参加ということで 2 年生は対面の発表会を行った。

<2020 年度ゼミナール発表会題目>（備付-22）

①宮崎ゼミ

「生き物に触れる体験をすることによって、子どもたちはどのように変化するのかを考える」

②源ゼミ

「保育所にある玩具の種類と遊び—子どもにとってより良い玩具とは何か—」

「保育における絵本の意義と必要性―保育場面に有効な絵本について―」
③瀧口ゼミ 「児童文学を非暴力の視点から考える―児童文学 47 の分析―」
④佐藤ゼミ 「豊かな感性や創造性を引き出す表現遊び 影遊びを取り上げる」
⑤小松ゼミ 「子どもの発達と遊びの関係性と保育者の援助～粗大運動、微細運動、言葉、認知の視点から～」
⑥中山ゼミ 「実母を虐待者にしないために 実母への支援を考える」
⑦花原ゼミ 「子どもの遊びと発達と環境について」

本学における保育者の学びが、豊かな人間性を育み、学是としての「ヒューマニズム」はその柱として位置付いていると考えられる。いるのではないかとと思われる。それを示す具体例として、保育科の令和2（2020）年3月卒業の学生のゼミナール研究発表で、「世界から戦争はなくなると思いませんか」という問いに対して、小学校6年生、中学校3年生、高校3年と比較し、本学短期大学2年生は「いいえ」の回答が極めて少なかった。この変化について一つは保育というのは人間の本質を学ぶもので、乳幼児の豊かな発達の学びの中で、人間への信頼を築いているのではないか。もう一つは学生同士や教職員との豊かな関係の中で人間への信頼を体感しているのではないか、と考えられる。

なお本学は、2年間で保育士と幼稚園教諭2種免許状を取得できるように、科目の配置を工夫し、系統的であると同時に、実習が有機的に行えるようになっている。実習は1年前期に「幼稚園実習」（1年次）（1週間）、1年後期に「保育所実習Ⅰ」（12日）、2年前期に「幼稚園実習」（2年次）（3週間）、「施設実習Ⅰ」（12日）後期に「保育所実習Ⅱ」（12日）（もしくは「施設実習Ⅱ」）である。（令和2（2020）年度「幼稚園実習」（2年次）は学則を変更し、実習期間は2週間）

1年の夏季休暇期間中には海外語学演習が配置され、教員が引率して20日間の研修を行っている。ただし令和2（2020）年度はコロナ禍のために中止となっている。

これら教育目標、三つの方針、「育てたい学生像」（ディプロマポリシー）、「カリキュラム構造と考え方」（カリキュラムポリシー）、「求める学生像」（アドミッションポリシー）は、学生 HANDBOOK（提出-1）、履修案内（提出-2）、ホームページ（提出-4）を通じて、学内外に表明している。

また学校教育法第108条「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力」の育成に資するかを踏まえ、学科会において点検し、その内容を踏まえ、毎年の自己点検・評価報告として定期的に点検している。

【区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

「三つの方針」策定の前提として、学則第 1 条第 1 項において「白梅学園短期大学は教育基本法並びに学校教育法に基づき、特に人間尊重の理念を根本とし教養教育にあわせて専門教育を行い、社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」と定めている。

また、卒業認定・学位授与については、学則第 27 条で「本学に 2 年以上在学し、本学則で定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。」と定めているほか、第 28 条において「前条により卒業した者には本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。」と規定している。「白梅学園短期大学 学位規程」（備付-規程集 37）では学位に付記する専攻分野の名称を「(保育学)」とし、学位授与の要件は「学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。」と定めている。

このことを踏まえ、保育科におけるディプロマポリシーを定め、そこで示した目標を達成するために、カリキュラムポリシーに基づいて学科の教育課程を編成している。また、それをもとに、本学が求める人材像と入学前に身につけておく力を「アドミッションポリシー」として示し、三者が一体的に結びつくものとしている。

現在の「三つの方針」は、平成 22（2010）年に作成したものを平成 28（2016）年 3 月に文部科学省より示された「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」に従い平成 28（2016）年度に学科及び教務委員会での協議を重ね検討し、教授会の議を経て決定した。

現在の三つの方針においては、学力の三要素を念頭に置き、知識、技術の習得から、諸問題に対し建学の精神であるヒューマンイズムの精神に基づく自分なりの考えを持つだけでなく、表現し行動に移すまでを「ディプロマポリシー」に掲げている。その「ディプロマポリシー」を達成するため、教養的素養、保育者養成の専門性を養うカリキュラムを「カリキュラムポリシー」に基づき、体系的に構築している。

これらの方針については、ホームページ、大学案内等で公表している。そして毎年度初めに配布する学生 HANDBOOK、履修案内にも掲載し、折に触れ、学生への周知を図っている。

また、「アドミッションポリシー」については、GUIDE BOOK（提出-3-1）、入学試験要項（提出-8-1）、入試ガイド（提出-9-1）、ホームページ（提出-4）に明記し、受験生や保護者、高等学校関係者にも周知し、オープンキャンパスや進学説明会などにおいて志望理由を考える上で重要であると説明している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

上記「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」を

社会の変化や地域・行政の要望に合わせて点検・見直していく必要がある。行政との関係では令和3（2021）年に小平市と各大学の学長が一堂に会する学長サミットが予定されているが、それに向けて課題を明らかにしておく必要がある。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

令和2（2020）年度は前述した通り、コロナ禍において様々な学事日程や教育の方法を変更しながら、教職員が協力し合いながら保育科の教育課程の教育を遂行してきた。

双方ともに慣れない遠隔授業（オンライン授業）の中、学生の不安に向き合い、組織的に個々の教員ともに対応してきた。また実習においては各管轄省庁の通知を確認しながら、実習先との調整を何度も繰り返し行った。例年とは違った教育体験となったことが今後卒業生にどのような影響があるのか、有無を含めて長期的に検証が必要となった。

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

＜根拠資料＞

1) 提出資料

6 白梅学園短期大学自己点検・評価委員規程

7 白梅学園短期大学自己点検・評価規程細則

2) 備付資料

8-3 令和2（2020）年度自己点検・評価報告書

10 2020 年度卒業時アンケート結果統括版・短大（DP 到達度調査）

13 履修カルテ

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

自己点検・評価について、白梅学園短期大学学則第1条第2項において自己点検・評価について明記されている。これに基づき、規程として「白梅学園短期大学自己点検・評価規程」（提出-6）が整備されている。自己点検・評価を行う組織として「白梅学園

短期大学自己点検・評価委員会」が設置されており、委員会に関する条項が含まれ整備されている。

自己点検・評価を行う組織である自己点検・評価委員会の構成員は学長をはじめとして AL0、副学長、教務部長、学生部長、入試制度部長、保育科主任、図書館長、実習指導センター長、保健センター長、情報処理センター長、子ども学研究所長、FD 委員長、理事長、事務局長、企画調整部長、企画調整室長と本学を構成するほとんどの部門責任者が参画しており、自己点検・評価を行うに際しては、部門責任者より各部門の事務職員を含めた意見を募るかたちとなっており、全教職員が関与しているといえる。

自己点検・評価は毎年行い、自己点検・評価委員会で取りまとめ後、その内容を AL0 が集約し、自己点検・評価委員会確認後、結果は教授会に報告の上、ホームページで公表を予定している。(備付-8-3)

高等学校関係者の意見聴取は、毎年併設高校を中心に行い、学科会等を通じ周知している。また近年多くなっている高校での出前授業には、入学センターからの要請に積極的に答え、ほぼ全員の教員がいずれかの出前授業を行っている。そしてこの出前授業時に各高校との交流を行い、その情報を入学センターに集中し、高校からの要望等に答えている。その他高校訪問時、高校へ訪問しての当該高校の学生の状況について、本学の教育内容を説明、それについての意見の聴取を行い、必要な意見は学科会にて話題にしている。ただし令和 2 (2020) 年度は教員による訪問での模擬授業は例年より新型コロナウイルス感染症関連もあり回数は減ったが、実施した。

単年度の自己点検・評価については基準等の変化を情報収集し、学科内の全教員が関与して自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価委員会において取りまとめの上、課題を洗い出しその上で必要な改善事項を各部門に還元しながら改善及び改革を行っている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果の獲得については、年度末に学科会において進級審議および 2 年生対象に卒業認定審議を行い、修得単位や科目等の状況を確認し、審議を行っている。

学科会において随時学生の学修状況、休退学の状況、欠席が続く学生、G P A 状況を確認している。履修登録期間終了後は履修登録状況の確認、資格・免許の希望状況を確認し、学生指導を行っている。原則幼稚園教諭 2 種免許状を取得する学生が大半なため、履修カルテ（備付-13）を使用しながら学習成果の査定および学生へのフィードバックを行いながら指導をしている。令和 2 (2020) 年度はコロナ禍において、東京都の

緊急事態宣言を受け、学事日程の変更が余儀なくされた。4月～5月はWEBを用いオリエンテーションをはじめ個別の学生指導を行い、5月より全面遠隔による授業を開始し、6月以降は対面授業を週1～2回実施することとし、授業特性で対面での授業が適切な授業を優先して対面授業へ切り替えた。後期以降対面授業日は週2～3回とし、すべての科目において対面授業の機会ができるように三密を避けられるよう教室配置を行い授業実施した。その中で、学生の特性や実習の事前・事後の必要な指導があり、分散登校しながら対面において、丁寧に指導を行った。しかし、1月以降緊急事態宣言があり、原則全面遠隔（オンライン）授業としたが、必要な指導がある場合は対面授業時に合わせ、クラス担任またはゼミナール指導教員が主に学生指導を行っていた。授業においても学修時間を前期・後期ともに確保し適正に行われた。

◆主な学事日程変更

時期	行事名	変更内容
4月	入学式	中止。その後のオリエンテーション等は別途主にオンラインにて実施した。
4月	オリゼミ（新入生オリエンテーションゼミ）	例年は外部施設に宿泊をして2日間において、入学後の学習や、グループ学習を行ってきたが、中止。別途年間に分けて内容相当を行った。
4月	授業開始	緊急事態宣言を受け、授業開始を5月11日に延期をし、当面全面オンライン授業へ変更を行った。 6月上旬より対面授業日を定め、対面授業、遠隔授業を行った。
6月	幼稚園実習	後期へ時期を変更し、実施。
8月	施設実習	学内での演習により実習代替を行った。
9月	後期授業開始	対面授業・遠隔授業を併用し授業を開始。
10月	卒業生との懇談会	例年は4月オリゼミ時に行っている、卒業生の体験、職務紹介を別途実施。
10月	保育所・施設実習	実習先の要望を調整し時期を変更しながら実施を行った。
1月	保育所実習	実習先の要望を調整し時期を変更し、実施した
2月	ゼミナール発表会	発表者の2年生は対面において、1年生はオンラインにて参加を行った。
3月	卒業式	式典を中止し、証書渡しを行った。

科目レベルの学習成果の査定としては、原則全科目において授業評価アンケートを実施している。結果は授業担当者へ返却し各科目においての学習成果を学生が実感しているのかを確認し、自己点検及びFD研修を通じ授業改善を行っている。

卒業時にアンケート（備付-10）を行い、自身が入学してから獲得（成長）した能力について学生の自己評価を行いその内容をもとに教育課程および科目等の内容について、学科会で検討し、必要な科目等の配置を行っている。

令和2（2020）年度卒業生は、3月卒業時にディプロマポリシーの観点に沿った教育

が行われ学修成果が上がっているかについて、個々の科目の成績評価ではなく学生自身の達成感や評価を集約するため、アンケートを実施し、結果は以下である。

(単位：%)

	かなりで きるよう になった	まあまあ できるよ うになっ た	白梅での 学びでは 変わらな かった	あまり出 来よう になっ てない	出来るよ うになっ ていない
Q 1. 多様な考え方を理解することができるようになった。	55.7	40.9	0.0	1.1	2.3
Q 2. 多角的な視点を持ち、相手の立場に立って考えることが出来るようになった。	60.2	37.5	0.0	0.0	2.3
Q 3. 現状を認識し、課題を見つけることが出来るようになった。	36.4	59.1	3.4	0.0	1.1
Q 4. 課題を解決するための手段を見つけることが出来るようになった。	31.8	63.6	2.3	1.1	1.1
Q 5. 自分の意見を理解してもらえよう工夫して伝えることが出来るようになった。	30.7	61.4	3.4	3.4	1.1
Q 6. 自己の考えに基づき、正しい行動を起こすことが出来るようになった。	34.1	61.4	3.4	0.0	1.1
Q 7. 自分の立場と責任を自覚し、仲間と協働して行動することが出来るようになった。	51.7	44.8	1.1	1.1	1.1
Q 8. 予定外の状況でも最善の策を考えることが出来るようになった。	35.2	59.1	2.3	2.3	1.1
Q 9. 自らの力を、社会に役立てられることをうれしいと思うようになった。	53.4	40.9	1.1	1.1	3.4
Q 10. 自らの専門性を磨き、常に学び続けることが大切だと思うようになった。	63.6	35.2	0.0	0.0	1.1

特に令和2(2020)年度卒業生はコロナ禍で授業、実習において大きな影響があった学年ではあったが、すべての設問において、「できるようになった」「まあまあできるようになった」という肯定的な意見を持つ回答が9割以上を占めていた。

令和2(2020)年度より教学マネジメント・IR委員会を設置し、組織的により定量

的な分析が行えるよう検討がされている。令和 2（2020）年度は各部署で持つ各種データの関係の整理、活用方法の検討を中心に実施を行った。

教育組織、教育課程を含め、学校教育法、短期大学設置基準、資格・免許にかかわる法令に対応してきたが、教員数において短期大学設置基準にある教授数が不足した状態となり、令和 3（2021）年度採用教員公募を教授職に限定した結果、教授職の採用、昇格があり、令和 3（2021）年度は短期大学設置基準上の教授数を満たしている。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

自己点検・評価委員会が現状具体的な課題の対処や報告書作成といった業務が中心となっている。自己点検・評価に基づいた改善がさらに構成員、ステークホルダーにも理解が求められるように外部組織（地域や社会）からの点検・評価の意見を取り入れるような機能を検討する。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

学生の学びの中で「実習」が持っている役割は大きい。単に知識を講義室で学ぶだけでなく、その知識がどのように活かされるのかを知るのが実習だからである。実習の柱になるのが「参加」と「参画」である。特に「参画」をすることによって学んだ知識や体験がつながっていく。本学では、授業科目の多くが演習であり、学生達が「参加」「参画」する機会が多い。演習は少人数で行うため、人的・経費的・時間的には困難なところがあるが、学生の学びの保証としては重要であり、今後も学生の学習成果の獲得のためできる限り実施していく。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

短期大学設置基準上の教授数が不足しているため、令和 3（2021）年採用教員公募において採用し、入職した。また、内部の職位昇格があり、令和 3（2021）年度には改善した。今後専門分野はもちろんのこと、教育・研究業績のバランスを考慮した人事計画を適切に実行していく。

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の認証評価の改善点】（平成 26 年度自己点検・評価報告書より）

- ・建学の理念および教育目的、本学のめざす人間像、教育目標について、さまざまな機会に確認しているが、さらに先述した『地域と教育』連載の白梅学園の先駆者や建学の精神に関わる資料の単行本化も企画されており、引き続き内容の理解を深めることが課題である。
- ・入学時の基礎的学力の現状を把握し、それに対応した教育課程を学科会議、教務委員会で検討はされているが、よりきめ細やかな検討をすることが課題である。授業・指導は少人数教育体制を基本としているが、例えば演習の成果確認には、日ごろの切磋琢磨をふまえ、最終的に全学生参加の下でゼミナール研究発表会を開き、ゼミナールごとに発表を義務づけ、教育効果を確認している。授業評価アンケート

の結果は、授業担当者へ戻され、授業の改善がされているが、アンケート方法などにより学習成果を高めるための改善策を検討する必要がある。

- ・自己点検・評価の実施体制は確立されているが、報告書として公表するまでには至っていない。

【改善の実施状況】

- ・建学の理念および教育目的、本学の目指す人間像、教育目標の理解について、入学式、卒業式はもちろんのこと、日常的に教職員が目にする学生HANDBOOK、履修案内にも明記し理解を深めている。例年4月末に宿泊でのオリゼミを実施、時間をかけて建学の理念および教育目的、本学の目指す人間像、教育目標の理解を深めてきた。ただし、令和2（2020）年度は対面での実施はできず、各オリエンテーションでの説明や一部授業を活用して実施してきた。
- ・入学時の基礎的学力の現状を把握していくため、入学後の学習へつなげるために入学前課題において、課題図書を統一しその内容の振り返り、入学後ゼミナール時において行っている。日頃のゼミナールでの活動の成果はゼミナール研究発表会を実施し、総合的な学習の成果を確認している。
- ・自己点検・評価実施体制は毎年実施を継続しながらも、報告書については平成29（2017）年度より毎年報告を公開してきている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学内、あるいは学園内の自己点検評価については、自己点検委員会を組織して内部点検は定期的に行っているが、地域や外部との関係で自己点検・評価が組織化されていない。評価・点検結果はホームページでの提示では開示しているが、事前のチェックとして地域や行政の点検・評価を組織的に行わなければならない。あわせてそうした外部評価を受けて見直していくシステムも作らなければならない。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

1) 提出資料

- 1 学生 HANDBOOK 2020
- 2 履修案内 2020 年度
- 3-1 GUIDE BOOK 2020
- 3-2 GUIDE BOOK 2021
- 4 ウェブサイト 教育研究上の基礎的な情報
- 5 令和 2 年度学則
- 11 保育科シラバス
- 25 カリキュラムマップ

2) 備付資料

- 10 2020 年度卒業時アンケート結果統括版・短大（DP 到達度調査）
- 11 2020 年度学修行動調査結果
- 14 2020 年度習得単位状況
- 15 2020 年度卒業判定会議資料
- 16 2020 年度累計 GPA 分布
- 17 履修者数及び単位修得状況（2020 教養教育科目）
- 18 教養教育にかかわる能力変化（2020 学修行動調査より）
- 20 2020 年度キャリアガイダンス一覧
- 21-3 白梅学園大学・白梅学園短期大学卒業生の進路状況 2020 年度（令和 2 年度）
- 23 カリキュラムマトリクス
- 備付資料-規程集 65 白梅学園短期大学授業科目の履修登録単位の上限に関する規程
- 備付資料-規程集 71 白梅学園短期大学進級規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

保育科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、以下のとおり定めて

いる。

1. 子どもの成長と発達について、確かな知識を習得している。
2. 子どもと家族についての確かな知識を習得し、保育・幼児教育を実践するための技術を習得している。
3. 子どもや家族をめぐる諸問題に対して、ヒューマンイズムの精神に基づく自分なりの考えを持ち、それを表現し、行動することができる。

これらは基準 I-B-2 で記述した、保育科としての教育目標とその学習成果を、学位授与の方針の中に学生が身につける学習成果として具体的に位置づけている。

その上で、保育者としての専門的知識と社会人に必要な教養的知識を修得した者に学位を授与している。

認定にあたっては、本学では卒業要件を学則別表 1 で規定している。下記の表の通り、卒業要件となる修得単位数は教養教育科目 18 単位以上、専門教育科目 29 単位以上および両科目群から 15 単位以上の合計 62 単位以上とし、これを修得した者に学則第 28 条に規定する短期大学士の学位「短期大学士（保育学）」を授与している。

〈付表〉保育科卒業及び免許状、資格取得に必要な単位数					
種別		卒業	卒業＋ 幼稚園教諭 二種免許状	卒業＋ 保育士資格	卒業＋ 幼二種免＋ 保育士資格
教養教育科目	必修科目	2単位	2単位	2単位	2単位
	選択必修科目	4単位	4単位	4単位	4単位
	選択科目	12単位	12単位	12単位	12単位
専門教育科目	必修科目	6単位	34単位	59単位	67単位
	選択必修科目		4単位	7単位	7単位
	選択科目	23単位	6単位		
教養教育科目 専門教育科目 にわたる選択 科目		15単位			
合計		62単位	62単位	84単位	92単位

単位修得の成績評価基準は、学則で「各科目の成績は上位より S（90 点以上）、A（80 点以上）、B（70 点以上）、C（60 点以上）、D（60 点未満）で表示し、C 以上を合格する」と規定している。更に、履修案内（提出-2）でその到達度（S：極めて優秀、A：優秀な成績で到達、B：標準的に到達、C：不十分だが合格）を示して一層、明確にしている。

取得可能な資格及びその取得要件については、学則別表 1 の付表で規定している。これを履修案内に掲載して明示している。また履修案内には、各資格の法令対照表も掲載し、資格取得の要件を明確に示している。

社会的・国際的通用性については、養成する人材に高い社会的要請があることから、本学の卒業認定・学位授与の方針は社会的通用性があると考えている。また、保育科に

設置している保育士養成課程は児童福祉法施行規則に、幼稚園教諭2種免許状取得課程は教育職員免許法に規定されている教育基準を満たしていることから、卒業認定・学位授与の方針には社会的通用性があると考えている。

定期的点検については、「白梅学園短期大学自己点検・評価規程」(提出-6)に基づき自己・点検評価を行っており、卒業認定・学位授与の方針についても学科会でもカリキュラムおよび卒業認定等含め点検・評価している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)で示した目標を達成するために、各学科で教育の基本的な視点をまとめ、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)としている。

[教養教育科目]

建学の理念であるヒューマニズムの精神を学ぶための科目をはじめ、自らの人間性や世界観を深めるよう科目を設置し、学生自身の希望により選択学習ができるようにしています(白梅学園大学との単位互換制度により、子ども学部との共通教育科目の履修も可能です)。また、教養教育科目としてはめずらしい実践科目地域子育て支援演習を設け、子どもや家族をめぐる状況を理論的に学ぶとともに、「子育て広場」の企画・運営を実践的に学ぶことができます。

〔専門教育科目〕

「自ら考え、行動できる保育者を育成するため」理論と実践をバランス良く学ぶことができるよう以下の科目を設置しています。

- ・保育や幼児教育の目的や子どもを取り巻く現代社会の状況について学ぶ科目
- ・保育や幼児教育の対象となる子どもと家族について理解を深める科目
- ・保育・幼児教育を実践するための方法や技術を習得するための科目
- ・保育・幼児教育をめぐる諸問題について論理的に考え表現する方法を習得するために必要な科目
- ・保育・幼児教育について保育の現場で実践的に学ぶことができる科目

その具体化に向けて、短期大学設置基準に則り、教養教育科目と専門教育科目を置き、学習科目を体系化し各科目の関連性をカリキュラムマップ（提出-25）で把握できるようにしている。その上で、保育者としての実践能力の獲得に向けて、保育士、幼稚園教諭2種免許状の取得に必要な学習成果を踏まえて授業科目を編成している。

また、本学の建学の精神を體現し、一社会人としての教育を実践するため、教養教育も重視しており、「ヒューマニズム論」や「地域子育て支援演習」など特色ある科目を配置している。

なお、本学では1年間に履修登録できる単位数に上限を「白梅学園短期大学授業科目の履修登録単位の上限に関する規程」（備付-規程集 65）において定めており、1年生では55単位、2年生は50単位を上限とすることで、単位修得の実質化を図っている。稀に多様な選択科目（主に教養教育科目）を履修希望する学生の登録単位数が上限を超えることがあるが、その場合には面談を実施し、本人の学習状況を確認の上、履修を許可もしくは登録を削除させるなどの指導を行い、単位の实質化を図っている。

これらの学習成果の獲得については、各科目の到達目標や評価方法等についてシラバスに明記し、厳格に成績評価し判定している。シラバス（提出-11）は、学習に必要な項目（到達目標、授業概要、授業計画、予習・復習、評価方法、受講上の注意、テキスト、参考文献、参考URL）を明記し、ホームページに掲載して全学生、教職員に周知徹底しているほか、学外にも公表している。

教員配置について、短期大学設置基準、教員養成課程認定上の必要教員数および保育士に関する指定要件を踏まえた教員を配置している。その上で、教育実習、保育所実習、施設実習等の実習に対応できるように、経歴、業績を配慮して担当教員を配置するとともに、造形、音楽、体育など、保育内容・方法に関わる分野に専任教員を配置している。さらに、多領域に関わる科目や、音楽など少人数指導が必要な科目については、業績や教育歴を踏まえて非常勤講師の協力を得ている。

学科の教育課程については、月2回開催される学科会において、常日頃から見直すべき課題の確認を行っている。その上で、毎年前期中に次年度の開講科目、科目担当者等の検討を行い、教務委員会での協議も踏まえて、教授会で最終確認、決定している。また、教務課と協力し、専門資格養成課程に関する施策動向の情報を把握し、制度上求められる教育課程の編成・見直しに適切に対応できるよう、日ごろから取り組んでいる。

白梅学園短期大学

2019年度入学 白梅学園短期大学 保育科									
科目群	授業科目名	必修・選択					保育科1	保育科2	保育科3
					ヒューマンイズムの精神を学ぶとともに、自らの人間性や世界観を深めることを目的とする		子どもの成長と発達について、確かな知識を習得している。	子どもと家族についての確かな知識を習得し、保育・幼児教育を実践するための技術を習得している。	子どもや家族をめぐる諸問題に対して、ヒューマンイズムの精神に基づく自分なりの考えを持ち、それを表現し、行動することができる。
教養教育科目	外国語ⅠA	卒業	選必	選必	選必	○			
	外国語ⅠB	選必	選必	選必	選必	○			
	海外語学演習	選必	選必	選必	選必	○			
	外国語ⅡA	選				○			
	外国語ⅡB	選				○			
	基礎体育(実技)	必	必	必	必	○			
	基礎体育(講義)	必	必	必	必	○			
	情報処理	選	必	選	選	○			
	ヒューマンイズム論	選			選	○			
	人間	選			選	○			
	文学	選			選	○			
	生物学	選			選	○			
	医学一般	選			選	○			
	歴史学	選			選	○			
	日本国憲法	選	必	選	選	○			
	家族社会学	選			選	○			
	地域子育て支援演習	選				○			
	社会福祉	選			必	○	○	○	
	子ども家庭福祉	選			必		○	○	
専門教育科目	保育の基・目的に関する科目								
	保育原理	選	必	必	必		○		
	子ども家庭支援論	選			必			○	
	社会的養護Ⅰ	選			必		○	○	
	保育者論	選	必	必	必		○	○	
	教育原理	選	必	必	必		○		
	保育の対象の理解に関する科目								
	保育・教育の心理学	選	必	必	必		○	○	
	子どもの理解と援助	選	必	必	必		○	○	
	特別支援教育入門	選	必				○	○	
	子ども家庭支援の心理学	選			必				○
	子どもの保健	選			必		○	○	
	子どもの食と栄養Ⅰ	選			必		○		
	子どもの食と栄養Ⅱ	選			必			○	
	保育・教育課程論	選	必	必	必		○		
	保育内容総論	選	必	必	必			○	
	保育内容演習 健康	選	必	必	必			○	
	保育内容演習 人間関係	選	必	必	必			○	
	保育内容演習 環境	選	必	必	必			○	
	保育内容演習 言葉	選	必	必	必			○	
	保育内容演習 表現	選	必	必	必			○	
	健康の指導法	選	選必	選必	選必				○
	人間関係の指導法	選	選必	選必	選必				○
	環境の指導法	選	選必	選必	選必				○
	言葉の指導法	選	選必	選必	選必				○
	音楽表現の指導法	選	選必	選必	選必				○
	造形表現の指導法	選	選必	選必	選必				○
	身体表現の指導法	選	選必	選必	選必				○
	保育指導法	選	必	必	必		○		
	幼児教育の方法	選	必	選	選		○		
	乳児保育Ⅰ	選		必	必		○		
	乳児保育Ⅱ	選		必	必			○	
	子どもの保健と安全	選		必	必			○	○
	障害児保育Ⅰ	選		必	必		○		
	障害児保育Ⅱ	選		必	必			○	
	社会的養護Ⅱ	選		必	必			○	○
	保育・教育相談（子育て支援含む）	選	必	必	必			○	○
	子どもの音楽表現ⅠA	選	必	必	必			○	
	子どもの音楽表現ⅠB	選	必	必	必			○	
	子どもの音楽表現ⅡA	選	必	必	必			○	
	子どもの音楽表現ⅡB	選	必	必	必			○	
	子どもの音楽表現Ⅲ	選	選	選	選			○	
	子どもの造形表現	選		必	必			○	
	子どもの身体表現	選		必	必			○	
ゼミ	保育ゼミナールⅠ	必		必	必	○	○	○	
	保育ゼミナールⅡ	必		必	必	○		○	○
	保育・教職実践演習（幼稚園）	必	必	必	必	○		○	○
教育実習	幼稚園実習	選	必				○	○	○
	保育所実習Ⅰ	選		必	必		○	○	○
	保育所実習指導Ⅰ	選		必	必		○	○	○
	施設実習Ⅰ	選		必	必		○	○	○
	施設実習指導Ⅰ	選		必	必		○	○	○
	保育所実習Ⅱ	選		選必	選必		○	○	○
	保育所実習指導Ⅱ	選		選必	選必		○	○	○
	施設実習Ⅱ	選		選必	選必		○	○	○
	施設実習指導Ⅱ	選		選必	選必		○	○	○

令和元（2019）年度より、ディプロマポリシーに基づく体系的なカリキュラムであることを明示するため、カリキュラム上の個々の授業科目とディプロマポリシーとの相関関係を上記カリキュラムマトリクス（備付-23）に整理をしたが、多くの科目が網羅的に相関していることが明らかになった。授業科目間の関係性はカリキュラムマップ（提出-25）で整理をしているが、個々の授業科目とディプロマポリシーを直接的に結びつけることについて、再考し、効果的な学習成果に結び付けていきたいと考える。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養教育科目は「カリキュラムポリシー」において、建学の精神や教育目標に基づき専門課程と関連して下記のように定めている。

〔教養教育科目〕

建学の理念であるヒューマニズムの精神を学ぶための科目をはじめ、自らの人間性や世界観を深めるよう科目を設置し、学生自身の希望により選択学習ができるようにしています（白梅学園大学との単位互換制度により、子ども学部との共通教育科目の履修も可能です）。また、教養教育科目としてはめずらしい実践科目地域子育て支援演習を設け、子どもや家族をめぐる状況を理論的に学ぶとともに、「子育て広場」の企画・運営を実践的に学ぶことができます。

そのうえで下記のような科目を配置している。（詳細内容はシラバス（提出-11））

科目群		授業科目名	単位	授業方法	時間	学年・学期配当				単位	卒業要件	教養教育
						1 前	1 後	2 前	2 後			
教養教育科目	教養基礎	外国語ⅠA	2	演	30	○				4	左記の単位に加えてさらに6単位履修	
		外国語ⅠB	2	演	30		○					
		海外語学演習	4	演	60	○						
		外国語ⅡA	2	演	30			○				
		外国語ⅡB	2	演	30				○			
		基礎体育(実技)	1	実	30	○				2		
		基礎体育(講義)	1	講	15		○					
		情報処理	2	講	30	○						
	教養A	ヒューマニズム論	2	講	30	○				2		
		人間	2	講	30	○						
		文学	2	講	30		○					

教養B	生物学	2	講	30	○				2
	医学一般	2	講	30	○				
教養C	歴史学	2	講	30		○			2
	日本国憲法	2	講	30	○				
	家族社会学	2	講	30		○			
教養D	地域子育て支援演習	2	演	30	○	○			

卒業に必要な単位として 62 単位が予定されているが、そのうち 18 単位を教養教育科目として位置づけている。外国語や体育をはじめとした教養基礎のほか 5 つの分野を設け、うち 4 分野から必ず 1 科目は履修するように規定されている。選択科目ではあるが学是であるヒューマニズムを学ぶ「ヒューマニズム論」及び地域とつながって子育て支援を実践的に学ぶ「地域子育て支援演習」のほか自らの人間性や世界観を深めるよう科目が配置されている。実施体制としては教員の教務係を中心に、外国語担当の専任が対応している。専門科目と分けて教養教育を位置づけ、規程の単位を修得することが義務づけられている。また教養教育科目については原則として 1 年次で学ぶように配置されている。

学修行動調査（備付-18）による、教養関連項目を抜粋した自己評価による達成度はおおむね高い傾向がみられている。その他測定の方法や評価方法については今後の課題である。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

保育科では幼稚園教諭や保育士として、幼児教育機関や児童福祉施設等へ就職することを想定し、年間計画に基づき実施されるキャリアサポートプログラムにより（備付-20）、専門及び教養教育と職業への接続を図る体制を確立している。養成課程 2 年間において、各期に実習を配置しており幼児教育及び保育に関する基礎的な知識・スキル等を講義・演習等で習得している。そのうえで幼稚園教育実習、保育所実習、施設実習と段階、継続的に行い、それを通じて幼稚園教諭や保育士のそれぞれの職務、違いを理解し、現場での複合的な課題に取り組むための実践のための思考力や対人援助を行うためのコミュニケーション能力を身に付けてきている。学内でも実習の事前・事後の指導において各実習の意義や目的を理解したうえで、専門職として必要な姿勢を学習している。

令和 2（2020）年度はコロナ禍のため、前期の幼稚園実習（1 年次）・（2 年次）はすべて後期に回し、学生は授業の合間に各該当施設での実習に参加した。春からの感

染が悪化した中で、実習先からの断りが増えてきた2年生の施設実習Ⅰ、学内において演習での学内実習を行うことで学びの保障とした。具体的経緯等は以下のとおりである。

1. 学内実習決定までの経緯

2020年度の施設実習Ⅰは、8月30日～9月12日を予定として、4月に全員の实習先配属を終えて、学内における実習指導を開始する予定としていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実習先施設から実習実施についての保留や延期の連絡があり、検討が必要となった。そのため、2020年4月23日に実習指導センターの施設実習担当者会議を行い、コロナ禍におけるオンラインによる学内事前実習指導の開催の方法や内容と時期を検討し、その後、週1回の定期的会議を行って実習先状況の確認と対応を検討した。

3月の厚労省の事務連絡通知（令和2年3月2日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡：「1. 養成施設の運営に係る取扱い (3) 養成施設にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によつてもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと」）に従い、数回にわたり実習先に、電話、メールおよび文書により、実習の可否を確認。実習先の確保に関連して3パターンの実習を想定して準備した。①予定通り実施 ②12日間のうち6日間現場実習、6日間は学内実習 ③すべてを学内実習。

5月8日の段階で、実習先に大学としての方針を連絡して①協力を依頼。6月10日の段階で、「不可施設が3分の1」になったため②に変更することとして、依頼。6月18日には見通しがついて決定。しかし、7月20日の段階で、6日間の実習先確保も困難となり、平等に現場実習を保障できないことが明確になったため、全員を③の学内実習とすることを決定した。実習先が、東京都以外の実習先が多いことも実習困難の理由。

2. 学内実習の準備

90時間の学内実習を準備する。1日、5コマ(7時間半)12日間、当初の予定時間を学内で実施。実習対象施設の現場を理解できるコンテンツ作りとして、実習担当者会議で分担して、①乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、障害者支援施設、児童発達支援センター、障害者就労支援施設、重症心身障害児施設を訪問、現場を録画して教材を作成。②学内実習のための演習教材(事例集)の作成。③実習の疑似体験場面の設定。④現場理解のための半日見学実習の計画。⑤学内実習用の実習日誌、評価表の作成。⑥保育士国家試験の実習理論の学びに対応した試験を作成。

3. 実施体制

12日間のうち、3日間をオンデマンドとして、映像などを活用。9日間は、対面で実施した。短期大学であることから、可能な限り丁寧な対面指導が必要と考えた。保育科の実習指導の基本である「教員全員体制」による学内実習指導による実施の計画

3 グループに分けて、3 日間、児童養護施設での見学実習を施設の協力を得て感染防止対策を取り準備した。また、現場職員 3 名の協力を得た。

4. 学内実習の実施

予定通り実施。欠席者には後日補講対応を行い、履修者全員終了した。

5. カリキュラム内容（3 日分を抜粋）

1-① 施設実習についての理解

1-② 社会福祉施設における権利擁護の仕組み

1-③ 子どもの権利擁護

演習 子どもの権利とは何か

1-④ 障害者の権利擁護

1-⑤ 権利と人権擁護

2-① 障害者施設と保育士

2-② ～2-⑤ ウェブクラスで、2 限から 5 限に参加し、映像を見て
レポートを時間内に提出する。

3-①～3-② 障害児の支援技術を学ぶ ゲスト講師

3-③ グループワーク（2 分割） 障害児施設の保育士の役割

3-④ 事例検討 1 グループワーク 3 分割

3-⑤ 発表とまとめ 教室に戻り、日誌に記入、記入についての発表

通常施設実習 I においては、1 か所 1 種類の施設にて 12 日間の実習を行っているが、この学内実習において多様な施設の協力を得て映像等の施設からの様子や保育者の話を聞くことができ、多様な施設に触れることができた。

キャリアガイダンスは自己理解、職業理解、社会理解を組み合わせたプログラムになっている。令和 2（2020）年度はコロナウイルス感染拡大により、前期は卒業年次の 2 年生に向けたプログラムに限って実施した。1 年生については後期から、対面とオンライン、オンデマンドを併用して参加しやすい形態を取りながら実施した。学科・専攻課程の教育が職業選択に反映されている。

例年はキャリアサポートプログラム実施毎に学生に対しアンケート調査を行い、効果測定及び分析を実施してきたが、令和 2（2020）年度は対面とオンライン、オンデマンドと実施方法が複数におよび、アンケートは実施できなかった。求人票送付時に在職者名簿を同封し、卒業生の在離職状況を確認することを通して、職業教育の効果の一面を確認している。

過去 3 年間の就職・進学率は下記の通りであった。

保育科		平成 30（2018） 年度	令和元（2019） 年度	令和 2（2020） 年度
就職率		92.86%	92.50%	96.30%
進学率	大学	12.24%	13.98%	12.00%
	その他	2.04%	0.00%	0.00%

また、子ども学研究所の助成を受け、令和元（2019）年度と令和2（2020）年度の2年間にわたり短期大学での保育者養成のために必要な教育内容の改革内容を研究として取り組んだ。ただし、令和2（2020）年度はコロナ禍においての対応を余儀なくされ、現在も継続しての研究となっている。令和元（2019）年度調査の「卒業生調査」（卒業生で住所の判明する990名を対象に調査票を郵送。回収は、164通（16.6%）であった。都県別でみると、東京都102名（62.1%）、埼玉県28名（17%）、神奈川県8名（4.8%）、千葉県6名（3.6%）と首都圏が中心で、長野県4名、群馬県3名、山梨県3名。新潟県、山形県、栃木県、茨城県、岩手県、静岡県、長崎県から各1名、カナダ1名、不明2名だった。回答者は、卒業後3年：20名、5年：12名、10年：11名、15年：29名、20年：16名、25年：19名、30年：26名、35年：25名、不明6名であった。卒業後15年以上は併設大学設置以前であり短大保育科の卒業生が毎年250名程度、10年以下は100～130名程度となる。回収率としてはどの年度も大きな差がない。回答者の卒業時の進路状況は、保育所関係89名（54.26%）、幼稚園40名（24.39%）、乳児院等児童福祉施設7名、一般企業4名、進学19名、他に留学、家事手伝い、大学職員各1名となっている。さらに現在の職業については、転職していない47名、転職した86名、現在働いていない31名となっている。また、転職した86名のうち54名の転職先は保育所関係であり、4名が幼稚園、小学校関係2名、医療関係2名、福祉関係2名と、福祉や教育に関する職場であることが分かった。一般企業への転職は1名であった。

設問及び卒業生の回答は以下の通りである。

1. 短期大学2年間の保育士養成をどのように考えますか。

- ア 今後も重要な保育者養成機関として2年間での養成は必要がある。
イ 短大2年間の学びでは現場での保育を担うのは困難であり、3年生にするか四大化を目指したほうが良い。

◆集計結果

	回 答	数	比率
ア	今後も必要がある	133	78.7%
イ	3年制か四大化を目指した方が良い	34	20.1%
	無回答	3	1.8%
	合 計	170	

※1人、どちらも○あり合計は1増となる

◆考察メモ

回答者の年齢は50以上から20代まで幅広く、しかも実際に7割近くが働いている。保育の現場では園長クラスも少なくない。その中で80%の卒業生が短期大学の必要性について回答している。四大の卒業生が現場に入るようになって時間が経過しているが、それでも短期大学が必要であると判断している。

◆質問項目

2. 2年間での養成を続けていくと言う意見の当てはまる理由を以下から3つ選んでください。

◆集計結果

	回 答	数	比率
ア	2年で十分学べる	56	42.1%
イ	現場実践を通じて学んだ方が力になる	95	71.4%
ウ	4年間の学費を払えない者もいる	48	36.1%
エ	4年間学んでも変わらない	11	8.3%
オ	早く自立しなければならない者もいる	24	18.0%
カ	学ぶ年数よりも人である	66	49.6%
キ	現場実践をしてから再度学ぶ方が良い	47	35.3%
ク	その他	11	8.3%
	合 計	358	

※ 必要とする回答者 133=100%

◆考察メモ

実際に現場で仕事をしている中で学ぶことが多く、それが7割を超えている。更に学ぶ年数よりも人であるという回答がほぼ50%存在する。そして「2年で十分学べる」40%を越えている。なお「4年間の学費を払えない者もいる」と「早く自立しなければならない者もいる」は重なるところがあり、経済的な理由で短期大学を選んでいる（いた）ことがわかる。「現場実践をしてから再度学ぶ方が良い」がほぼ三分の一あるが、現場に出て学びたいことが出てくることを現しており、リカレント教育の必要性を示している。

◆質問項目

3. 1.で イに○を付けた方にお聞きします。その意見の理由として当てはまるものを以下から3つ選んでください。

◆集計結果

	回 答	数	比率
ア	2年間では学びが不十分である	18	52.9%
イ	現場に入る前に身に付けてほしいものがある	12	35.3%
ウ	知識・経験の不足で悔しい思いをしたから	5	14.7%
エ	現場に入ってから苦労が大変である	12	35.3%
オ	管理職になるためには四大が良い	5	14.7%
カ	保育者養成は四大が主流になってきている	9	26.5%
キ	その他	18	52.9%
	合 計	79	

◆考察メモ

最も多いのが「ア. 2年間では学びが不十分である」ということは、現場に出て体験することである。合わせてその他が同じ人数になる。現場に入ってから様々な経験を経て、学生時代にもっと学んでおけば良かったと思うことが出てくるのであろう。

◆質問項目

4. 保育科の授業等で充実してほしい内容を聞いています。

◆集計結果

	回 答	数	比率
ア	現場見学等早くから現場を知る授業の実施	81	47.9%
イ	ゼミナール活動の時間の保障(ゼミの時間を増やす)	13	7.7%
ウ	実習の充実(実習指導・実習期間の充実)	55	32.5%
エ	現場ですぐに役立つ技術的なものを重視	74	43.8%
オ	現場で育つ基礎となる理論や考え方を重視	91	53.8%
カ	その他	14	8.3%
	合 計	328	

◆考察メモ

白梅が重視してきた「オ. 現場で育つ基礎となる理論や考え方を重視」することの重要性を卒業してからも感じている卒業生が少なくない。一方では現場見学など早くから現場を知る授業、あるいは現場ですぐに役立つ技術的なものをもとめる姿もあり、養成校としてどちらを向いていくのかが問われている。

◆質問項目

5. 短期大学の保育者養成で、これまでよりも特に充実してほしいとすることがあります。以下の中で必要と思うことを二つ選んでください。

◆集計結果

特に充実してほしいこと (二つ選択)

	回 答	数	比率
ア	現場見学等早くから現場を知る授業の実施	81	47.9%
イ	ゼミナール活動の時間の保障(ゼミの時間を増やす)	13	7.7%
ウ	実習の充実(実習指導・実習期間の充実)	55	32.5%
エ	現場ですぐに役立つ技術的なものを重視	74	43.8%
オ	現場で育つ基礎となる理論や考え方を重視	91	53.8%
カ	その他	14	8.3%
	合 計	328	

この調査を受けて令和2(2020)年度より「実習先施設が認識する短期大学生の実習に関する実態調査及び短期大学卒業生の専門性に関する意識調査」を行っている。詳細の整理は短期大学の保育者養成の在り方を提言する研究成果論文として報告する予定である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は、建学の理念に基づく「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマポリシー）と「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラムポリシー）と関連をもって策定しており、学習成果に対応したものとなっている。

本学では建学の理念に基づき、保育・幼児教育と子どもを取り巻く家族や現代社会に関する理解を深め、子どもの権利を尊重し、子どもや家族の健やかな成長・発達を支援するために、豊かな人間性と確かな専門的力量を身に付け社会に貢献しようとする人材育成を目指している。

入学試験要項（提出-8-1）には、こうした教育目標とともに、以下の通り「入学者受入れの方針」（アドミッションポリシー）を明示し、求める学生像を入学志願者に対し具体的に示している。

- ヒューマニズムの精神に基づき社会に貢献する意思を持ち、保育士および幼稚園教諭の職に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることのできる人。
- 高等学校等での国語等の基礎学力があり、十分な保育実践力を身に付けようとする意欲にあふれる人。
- 子どもを人間として尊重し、ともに成長しようとする人。

上記、「入学者受入れの方針」（アドミッションポリシー）では、本学で学ぶにあたり望まれる入学前の学習状況、学びに向かう姿勢を端的に示している。

本学では「入学者受入れの方針」（アドミッションポリシー）に基づき、保育・幼児教育を担う人材としての適性、学力の三要素を測る目的で、AO入試、推薦入試、一般入試などを実施している。令和2（2020）年度に実施した、令和3（2021）年度入試については、入試改革もあり、対応した名称へ変更しながらもアドミッションポリシー

に沿った入試を行っている。

A O入試は、入学志願者本人の意志に基づき出願するもので、知識だけでなく本学についての理解、学ぶ姿勢や意欲、学んだことをどのように将来に活かすかなど、多面的・総合的に評価するものとしている。まず、課題として模擬授業に参加し受講後にレポートを作成・提出する。入学志願者へは課題作成を通じて単に知識を問うのではなく、思考力・判断力・表現力を発揮させながら、本学入学後に求められる力量を理解させる。その後実施される面接試験では、本学への理解度、コミュニケーション力、主体性、協働性の有無を測っている。令和3（2021）年度入試の、総合型選抜においてはコロナ禍のため、オープンキャンパスでの模擬授業参加型の課題はとりやめ、事前課題の提出に変更し、上記能力を測る入試となった。

推薦入試は、学校長の推薦により出願を認めるもので、入学志願者の在籍校における学習成績の状況、主体性・多様性・協働性などの状況を在籍校が作成する調査書・推薦書等で確認している。また、入学志願者には「入学志願者記入票」を出願時に提出してもらい、在籍校での状況、本学への志望理由を面接試験で確認している。さらに、公募制推薦においては「読解力・記述力テスト」を課し、読解力テストにおいては現代国語の基礎的知識問題を、記述力テストではアドミッションポリシーを基にした論作文を出題して思考力を測るなど多面的に評価している。令和3（2021）年度入試では、学校推薦型選抜と名称を変更するとともに、「読解力・記述テスト」を「基礎学力テスト（国語）」に改め実施を行った。

一般入試では、科目試験のみの合否判定とはせず、入学志願者の意欲や主体性を評価するため「書類（当日記入）」を課している。「書類（当日記入）」では、本学のアドミッションポリシーに沿った、意欲や主体性・協働性を測るため、在籍校等で取り組んできた活動などを受験生が与えられた時間内でまとめる。

以上の入試を通じて、「入学者受入れの方針」（アドミッションポリシー）に対応するとともに、高大接続の観点から幅広く選考方法を設定し、それぞれの選抜目的を定めて公正かつ適正に入試を行なっている。令和3（2021）年度入試の、一般選抜では、「書類（当日記入）」に代え、出願時に「入学志願者記入票」の提出を課し、合否判定基準にはしないものの教科・科目の筆記試験では測れない一人ひとりの意欲・主体性等を把握し、入学後の教育の参考にしている。

また令和3（2021）年度入試より共通テスト利用選抜として、大学入学共通テストの成績を利用した入試を導入した。

本学の学納金など、諸経費については、GUIDE BOOK（提出-3-1）、ホームページ（備付-75）、入学試験要項（提出-8-1）等に明示している。また、入試・募集を一体的に行う部署として、入学センターを設置して受験に関する問い合わせを一括して受けている。入学センターでは高等学校等関係者からの意見聴取を、学生募集活動（高校訪問、進学相談会等）を通じて行い、入試・募集方針を検討している。さらに、本学独自で高校教員向けの進学説明会を行い、本学教員が高校教員へ入試結果情報、在学生の状況、卒業生進路状況を報告することで、望ましい学生像について理解を求めている。一方、本学教員にとっては、次年度以降の受験生の様子を伺う機会となり、入学者受入れの体制について理解を深めることができる。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学における学習成果は、建学の精神を踏まえた教育目的を土台としながら、時代や地域社会の要請を踏まえて、保育者として必要とされる力を求めており、職業人としての自己実現を目指す上で具体性の高いものである。短期大学士としての教養に加えて、実践的知識・技術を備えた就業力を身につけることを目標に、保育士、幼稚園教諭2種免許状の資格の取得を目指しており、学生は適正に単位取得することで諸資格を取得し、短期大学士として卒業可能となるよう、学習活動の全体を通して学習成果の具体性を確保している。

これらの学習成果を一定期間に達成できるように、学習段階に適合する形で講義、演習、実習科目を整備し、学生には各科目の関連をカリキュラムマップ（備付-25）によって示し、学習の目標や方法の理解を促している。また、各科目においては、シラバスの中で学習成果を踏まえた到達目標を明記し、予習・復習、評価方法等を示すことで学習成果の達成に向けた活動を具体的にイメージできるよう工夫をしている。さらに、「白梅学園短期大学授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程」（備付-規程集 65）において学年ごとに履修単位数の上限を下記のように1年次は55単位、2年次は50単位と設け（CAP制）、学生の適切な学習時間を確保して学修成果を一定期間内で獲得できるように取り組んでいる。

（履修登録上限単位数）

第3条 学生の授業科目の履修登録単位数は、1年次において55単位、2年次において50単位を上限とする。

2 再履修科目の単位数を含めるものとする。

3 在学年数が2年を超えた者は対象としない。

4 複数の免許・資格を希望する者で、上記の上限単位数を超える場合は、累計GPA値及び直前学期のGPA値を勘案し、本学が定める履修指導の上、上限単位数を超える履修を認めることがある。

これらをもとに、年度初めに各学年別のオリエンテーションで年間に必要となる履修科目を学生に示し、前期・後期の一定期間内に求められる学びが確実に習得できるように、ゼミナール担当教員を中心に、日頃の教育活動を通して教員全員が点検し、課題を共有した上で指導を行っている。令和2（2020）年度は修業年限（2年）での卒業者数は、在籍者数93名に対し90名の卒業が確定した。この3か年の現役卒業生数は下記の通りである。

	H30 (2018) 年度 卒業生	H31 (2019) 年度 卒業生	R 2 (2020) 年度 卒業生
前年度入学者数	97	98	93
現役卒業数	97	91	90
現役卒業率	100.0%	92.9%	96.8%

諸事情により、2年を超える年月を必要とする学生はいるが、学習成果は2年間の体系化された教育課程の中で概ね獲得可能であると考ええる。

更に入学時から保育の学びを豊かに進めるために、実習や保育科目のオリエンテーションとなる学びを行うべく1年前期に「保育内容総論」を配置している。ここ数年、入学後の早い時期に学校生活に困難が生じ休学する学生や、1年次の幼稚園実習で観察や記録を苦手と感じる学生がみられたことから、実習前に保育現場を体験すること、少人数での丁寧な振り返りや一人ひとりに応じた指導や学習支援が行えるよう、4分割授業とし、学生の状況把握や現状の課題を捉えるためにゼミナール担当者全員がかかわりながら実施している。この授業では、保育・保育内容の理解とともに、幼稚園・保育園での見学を通して、観察記録の指導、子ども理解、保育者理解、園理解について学ぶ機会となっている。保育現場への見学の際は事前に共有している学生の状況を踏まえ、ゼミナール担当教員全員が保育現場へ赴き、丁寧に対応することにより、通常1年次6月に実施される幼稚園実習へのスムーズな学びの繋がりを目指している（令和2（2020）年度の幼稚園実習は、1年次後期に実施）。

ただし、令和2（2020）年度はコロナ禍において保育現場への見学は実施できなかったが、附属幼稚園に協力を依頼し、子どもたちの様子や実際の保育事例等について紹介いただいた。また、保育環境（保育室や園庭）見学は実施した。

在学期間中の学習成果については、専門的知識は各授業科目における試験を中心に主に定量的な測定を行っている。一方、コミュニケーション力や課題発見・解決力などの実践的な学習活動の中で獲得される力については、ゼミナール活動及び1年前期後期、2年前期後期の全ての期にある学外実習を中心に主に定性的な測定を行い、学習成果を可視化している。特に、実習における学習成果については、学外での実習成果を、実習日誌の記入を通して可視化し、実習先からの評価、実習事前事後の面談、反省会等のグループワーク及び実習報告会等のプレゼンテーションの場を通じて、学びの習得を高めるとともに、学生自身の主体的なアウトプットを引き出すことで、学習成果の測定を可能にしている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、累計 GPA 分布（備付-16）、単位修得率の活用については、白梅学園短期大学進級規程（備付-規程集 71）において GPA 値を進級要件として課すとともに、値が低い学生に対して、学科教員が情報を共有しながら指導と注意喚起を行なっている。また奨学金の受給者選出、高等教育修学支援における認定、併設の白梅学園大学編入時の特別推薦要件、卒業時の卒業生代表者（答辞）、学位記授与代表者選出、全国保育士養成施設協議会会長賞などの表彰者選出などに活用している。また、成績通知書に年間、学期単位の平均 GPA を記し、学生自身が成績評価を客観的に把握する指標としての活用するほか、入試区分毎や入学年別に平均値を示し、入学後の学習の状況を把握する資料としても活用している。

免許・資格取得については、免許・資格別の取得者数等を卒業判定会議（3月教授会）（備付-15）で学位取得の判定資料と併せて示している。

この3年間の免許・資格取得数は下記の通りである。

保育科（単位：人）	2018 年度	2019 年度	2020 年度
卒業者数	98	93	89
保育士登録者	94	91	89
幼稚園教諭 2 種免許状取得者	91	82	85
うち幼保取得者数	90	82	85

翌年度進路決定先の報告書「卒業生の進路状況」（備付-21-3）において、専門職として採用された学生数を業種、及び具体的な採用先を示し、質的な内容にも踏み込んで報告している。なおこの報告書については、教授会にて例年配布され説明が行われている。

就職だけではなく、併設大学への編入は毎年一定数の希望がある。併設大学への特別推薦制度があり編入のための指導もされており、毎年十数名四年制大学への編入を果たしている。

学生自身による学習成果獲得の自己評価については、学修行動調査（備付-11）、卒業時アンケート（備付-10）、履修カルテ（備付-13）により把握している。このアンケート結果、内容については教学マネジメント・IR 委員会において分析、確認を行っている。保育科では全員が幼稚園教諭 2 種免許状取得を前提としているため、学生全員に入学の段階から各期個々の学生の学習内容、理解度等を把握するための履修カルテにおいて学習成果の査定および学生へのフィードバックを行いながら指導をしている。また定められた修業年限（2 年）での卒業率を入学年別に算出し、その推移を確認して学生の状況を把握している。

各学期に実習が設定されており、事前指導や日誌点検において実習前の自身の評価や課題を確認し、事後は実習先からの評価を含めた事後指導、反省会、個別面談においても丁寧な自己評価の確認を実施している。履修カルテによる学習内容、理解度などの

具体的項目を通じた学習成果の確認と、各実習における事前・事後指導を合わせることで、学生が学習成果を可視化することがより効果的になり、単位取得、学位の取得だけでなく卒業時アンケート（備付-10）に表わされる、ディプロマポリシーに対しての能力獲得に関する自己評価の高さにつながっている。

学習成果の公表については、卒業者数、保育士登録資格取得者数、幼稚園教諭2種免許状取得者数、就職率（職種別、主な就職先含む）、進学率（主な進学先含む）などをホームページにて公開している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

例年はキャリアサポート課長が東京都民間保育園協会、埼玉県西部地区保育協議会、東京都私立幼稚園連合会などの近隣の交流会に出席し評価を聴取しているが、令和2（2020）年度は交流会が中止になった。また、福祉・教育施設からの求人来校者に対してする卒業生の評価聴取も、学内入構規制により求人来校を断ったため実施できなかった。

また実習先が卒業生の就職先であることが多いことから、実習の訪問指導時に意見等を聞き、内容については実習指導センターでの訪問報告書に記載や学科会にて報告をし、適宜活用を行っている。

そのほか例年1月に実習打ち合わせ会として、保育園、幼稚園及び児童養護施設等から実習施設の担当者を招待し、それぞれ実習施設の種別にて分科会に分かれて、本学の学生における実習上の疑問や課題を出し合い、学生の学びがより豊かになるように取り組んでいる。その中で卒業し就職した学生がいる施設には、その後の様子を聞かせてもらい、授業や事前指導に生かしている。ただし令和2（2020）年度はコロナ禍のために実習打ち合わせ会は開催できていない。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

令和2（2020）年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、優先順位をつけての対応が必要となった。2年間の教育課程の中で職業との接続を効果的に実施するために、令和3（2021）年度は2年生が前年度参加できなかった1年生対象のキャリアサポートプログラムにも参加できるよう配慮し計画を立てる必要がある。

学生生活・教育面においてコロナ禍により、実習時期が遅れたり、施設実習Ⅰを学内で実習したりと、本来の学びができないまま就職や進学などを決めなければならないという事態であった。基本的に実習は現場で行うというスタンスで、このコロナ禍において令和2（2020）年度前期に予定されていた実習を後期に回し、各自の実施時期にずれが生じたが、施設実習Ⅰを除いて現場での実習を行った。その他全ての科目にお

いて従来通りの教育方法とは異なったため、この影響を検証する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

コロナ禍により、ほぼ1年にわたって授業や学生生活において影響を受けた。学事日程を変更しながらも学生の学習の保障のために学科の専任教員中心に教育活動の維持に向け各種取り組みを行った。同敷地内の幼稚園へ見学をしたり、ゼミナール内での取り組みや科目内での工夫を行ったりし体験的な学習を行った。最大の課題として実習があり、基準Ⅱ-A-4にも記載を行っているが、専任教員の全員体制において施設実習Ⅰを行い、その他実習においても現場との丁寧な説明により、予定した実習を行うことができ、課程を修了させることができた。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

1) 提出資料

- 1 学生 HANDBOOK 2020
- 2 履修案内 2020 年度
- 3-1 GUIDE BOOK 2020
- 3-2 GUIDE BOOK 2021
- 4 ウェブサイト 教育研究上の基礎的な情報
- 5 令和2年度学則
- 11 保育科シラバス
- 25 カリキュラムマップ

2) 備付資料

- 6 あそぼうかいお知らせ
- 9-1 2020 年度授業評価アンケート結果報告
- 10 2020 年度卒業時アンケート結果統括版・短大（DP 到達度調査）
- 11 2020 年度学修行動調査結果
- 14 2020 年度修得単位状況
- 15 2020 年度卒業判定会議資料
- 16 2020 年度累計 GPA 分布
- 20 2020 年度キャリアガイダンス一覧
- 23 カリキュラムマトリクス
- 27 白梅百花
- 28 入学手続きについて
- 29 2021 年度入学生用入学前課題
- 32 オリエンテーション時間割
- 33 図書館利用案内

38 花みづき

40 ハラスメント防止ガイドライン

54-1 情報教育研究 N0. 22

54-2 情報教育研究 N0. 23

54-3 情報教育研究 N0. 24

備付資料-規程集 20 学校法人白梅学園事務組織規程

備付資料-規程集 18 学校法人白梅学園事務分掌規程

備付資料-規程集 62 障害学生等支援規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ③ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ④ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ② 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ③ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

各授業科目担当者は、学生の学習成果獲得に向けて責任を果たしている。

各授業科目担当者は、オンライン上にシラバス（提出-11）を掲げ、評価基準をシラバスに明記し、授業内容に合わせた評価方法により、設定された達成目標との到達状態を総合的に評価している。評価は90点以上を「S」、80点以上を「A」、70点以上を「B」、60点以上を「C」（以下は単位取得不可「D」）として学習成果の獲得状況を評価している。令和2（2020）年度はオンライン（遠隔）の授業が中心であったために、課題等の提出も学習管理システム（LMS）である「WebClass」を使用し、オンラインを通じて行ったりしている。

学生の状況については、成績状況含め適宜学科会にて確認を行い、教員間で共有をしている。年度末には進級および卒業判定のため、卒業や免許・資格取得のための単位取得状況について確認、審議を行っている。

教育課程上の成果については、前期と後期に授業評価アンケートを実施し、結果をFD委員会で全体・学科・学年別に集計したうえで、教授会で報告（備付-9-1）している（前期：7月27日～8月7日実施、回答率48.41%、後期：1月7日～2月7日実施、回答率74.9%）。学生には、本学のホームページにて結果（総合集計結果のみ）を開示している。また各科目の担当者には、個別の集計結果を開示し、受講学生の声を把握することで、各々の授業改善に役立てている。なお、今年度はコロナ禍による遠隔授業実施により、前年度の設問項目を一部見直し、実施した。

質問項目別にみる集計平均値は、以下の通りである（設問1～15までは、1：そう思う（5ポイント）、2：ややそう思う（4ポイント）、3：どちらとも言えない（3ポイント）、4：あまりそう思わない（2ポイント）、5：全くそう思わない（1ポイント）の計5段階評価、設問16・17・18は自由記述）。

令和2（2020）年度授業評価アンケート結果

設問番号	質問項目	前期	後期	2019年度前期	2019年度後期
1	私はこの授業で何を学ぶのかを明確に理解していた。	4.3	4.34	4.28	4.04
2	私は授業をしっかりと視聴した（あるいは授業資料をしっかりと学習した）。	4.62	4.53	-	-
3	課題や試験の準備に真剣に取り組んだ（でいる）。	4.58	4.5	4.39	4.12
4	私はこの授業の内容を十分に理解することができた。	4.17	4.32	4.20	4.03
5	私はこの授業に意欲的・積極的に取り組んだ。	4.47	4.45	4.31	4.10
6	教員は授業の方法（WebClass等の利用方法や機器・アプリの操作方法等を含む）や授業方針などを丁寧に説明していた。	4.3	4.37	-	-
7	教員の授業方法や使用した教材に熱意や創意工夫	4.34	4.38	4.26	4.07

	が感じられた。				
8	教員の話し方、声、言葉は聞き取りやすかった。	4.31	4.42	4.33	4.14
9	教員は学生の質問や相談に丁寧に対応し、トラブルの際には適切に対処していた。	4.35	4.37	-	-
10	この授業の教員は総合的に評価して良かった。	4.37	4.43	4.31	4.16
11	この授業の難易度は適切であった。	4.2	4.37	-	-
12	この授業の方法（オンデマンド・オンライン等）は適切であった。	4.15	4.24	-	-
13	この授業の教科書・配付資料・プレゼン内容は適切であった。	4.37	4.41	-	-
14	この授業から新しい知識、考え方、発想を学ぶことができた。	4.42	4.46	-	-
15	この授業は総合的に評価して良い授業であった。	4.39	4.45	4.34	4.17

アンケートの結果であるが、学生自身の自己評価（設問 1～5）、授業担当者に対する評価（設問 6～10）、授業内容に対する評価（設問 11～15）の 3つのカテゴリーにおけるすべての設問項目において、前後期とも軒並みポイントが高くなっていることは注目に値すべき点である。これは、慣れない遠隔授業の実施にあたり、学生の学びを保証するべく各教員が創意工夫を凝らして授業を実施し、きめ細やかな学生指導を行なったことが一番の理由であることは間違いないだろう。その一方で、実に対面授業よりも遠隔授業の方が学習効果は高いのではないかと考えられなくもない。

以下、項目毎に見ていく。まず（１）「学生自身の自己評価」における設問 4「私はこの授業の内容を十分に理解することができた」では、他の設問項目と比べてややポイントが低いものの、それ以外の設問項目は非常に高い数値であり、学生もコロナ禍という慣れない環境下で、非常に熱心かつ真面目に授業に取り組んだことが窺える。また、（２）「授業担当者に対する評価」と（３）「授業内容に対する評価」では、全ての設問項目において高い数値となっている。項目間に有意な差はみられないがゆえに、相関を分析するのが困難である。なお、自由記述をつぶさに見ていくと、前期で目立った「課題が多すぎる」「ネットや機器の不具合に起因するトラブルが多々あった」等の苦情・要望が、後期では激減し、代わって実習関係の苦情（連絡が遅い等）が目立つ結果となった。これは緊急事態宣言にて、実習園の確保の目処が立たなかったためではあるが、学生に不利益とならないよう、連絡はこまめに行い、ICT 機器の積極的利用等による創意工夫を凝らした分かりやすい授業の実施が今後の課題であると言える。

授業内容について授業担当者間での意志の疎通、協力・調整を図るという点では、分野ごと、科目ごとに行っている。教養教育科目の語学では、専任の語学担当者が調整を行い、非常勤講師連絡会において要望を聞いてきた。また同じく教養教育科目の「地域子育て支援演習」では担当者 7 人が連携しながら授業の準備を行ってきている。専門教育科目の「子どもの音楽表現ⅠA・ⅡB」のピアノ指導についても非常勤講師が多く担い、専任の担当者が調整し、評価についても集団での討議を行っている。そのほか年度開始前の 3 月に非常勤講師会を実施しており、教務部長、教務課長からの連絡、カリキ

ュラムの内容及び変更など共有し、打ち合わせや情報交換を行っている。教員は学習内容の順次性と科目間の関連性を示すカリキュラムマップ（提出-25）や個々の授業科目とディプロマポリシーとの相関関係をカリキュラムマトリクス（備付-23）として共有している。

教育目標の達成状況を把握・評価することについては、年度末には学科として1年間の教育活動を総括し、4月に掲げた方針がどのように実現したのかを議論することになっている。そしてその結果が次年度の方針として位置付くことになっている。昨年度は白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所の研究助成を受けて、実習に関わる施設へのアンケート調査を行った。今後結果を受けて、教育内容への反映を検討する予定にしている。

学生に対しての履修や卒業への指導は、学科会において常に学生の状況を出し合い、その中で授業の出席状況やレポート等の提出状況を確認し、卒業や進級支援ために学科全体で取り組んでいる。

事務職員及び事務組織は学生の学習成果の獲得にむけ貢献すべく、事務組織規程（備付-規程集 20）及び事務分掌規程（備付-規程集 18）に基づき組織され配置されている。各部署の職務において学習成果の獲得に貢献している。

教務課では学生のカリキュラムおよび履修、成績管理を中心に、年度初めにはオリエンテーションにおいて履修指導、また個別に履修相談等対応し、学生の学習に対し適切な指導を行っている。履修登録終了後は卒業要件、免許・資格取得要件の確認を行い、教員と連携を取りながら卒業への支援を実施している。また各種免許・資格の最新の関連法令に基づき、教育課程を維持するため申請、届出を行っている。

実習指導センターでは、実習前後の教育に特化した支援を行っており、実習へ向けた学内及び実習施設からの各種手続きを実施している。実習先からの連絡や必要書類のとりまとめを行い、適正な実習を行えるよう各種手続きを行っている。

学生課は学生の課外活動及び奨学金業務を行っており、学生支援の窓口として、合理的配慮のための窓口として、保健センターと連携を取りながら、適切な情報提供および相談を受け付けている。

キャリアサポート課は学生のキャリア形成を促し卒業に至る支援をしている。キャリアガイダンス、キャリア啓発活動支援、個別相談を通して学生のキャリアデザインを支援し、就職先の斡旋、就職試験対策を通して学生が希望する進路実現に向けた支援をしている。

図書館の専門職員は、令和2（2020）年度は特に新型コロナウイルス感染拡大防止のための図書館活動制限指針（レベル）を策定し、それに基づき、レベルに応じたコロナ禍学生支援を行った。

新型コロナウイルスの影響により対面授業日は、図書館カウンターにて相互協力サービス、レファレンスサービス（個別相談）などの支援を実施し、オンライン授業日はメール（電話）にて質問・相談に回答し、学生の学習向上に対する支援を行っている。図書館利用案内（備付-33）を作成・配布、初年次4月に図書館利用に関するガイダンスを予定していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となり、学生ポータルサイトより、図書館利用案内資料、情報検索の仕方資料、論文の探し方資料、学外利用デ

データベースの方法資料（備付-33）を配信した。例年とは異なり、対面支援中心から学生ポータルサイトを活用した、資料配信・遠隔支援方法に切り替え、支援を行った。学生の実習期間が定まらず、学外実習・学内実習と流動的だったこともあり、例年実施していた実習貸出期間や土曜日延長開館は設定・実施せず、本の返却期限を柔軟に対応したり、郵送貸出サービスを実施し、来館しなくても学習・実習に支障が無いように郵送対応を行っている。返却本（資料）に関しては、感染拡大防止のため 72 時間の隔離をしてから配架、再貸出ししている。また、指定図書に関しても通常、貸出延長が認められなかったが、「白梅学園大学・短期大学図書館利用規程」（備付-規程集 30）を改定し、延長できるようにし、利便性の向上に努めている。短大 2 年生へはゼミナール研究発表会の準備としての卒業研究長期貸出も実施している。閲覧席はコロナ禍の為、100 席を 27 席に限定し、館内で密にならないようにした。図書館内 1 階、地下階共に Wi-Fi を設置しているが、増強工事を行い、利便性の向上に努めている。

毎年図書館報「花みづき」（備付-38）を作成し、各教員からのおすすめ図書・DVD の紹介、貸出ランキング等を掲載し、学生の新たな興味・関心を引きつけ、図書館資料の有効活用を促進するように努めている。

図書館ホームページ（備付-60）では、学内外からの蔵書の検索・貸出延長・予約ができるシステムを構築している。さらには新聞各紙、海外等の合計 14 のデータベースと契約し、来館しなくても活用できるように利便性の向上に努めている。特に学外利用データベースに関しては臨時 ID と PASS を発行し、学外で利用できる数を増やし、オンライン（遠隔）授業、自宅学習支援時に利用してもらえるように利便性の向上に努めている。図書館利用の初歩的なガイダンスを行っているが、その後の情報探索のスキルアップ向上、また、情報リテラシーやゼミナール研究発表会準備のための利用指導等の実施について、十分な支援が出来ていない。教員と協力しあいながら実施できるように努めていきたい。

本学では、学習効果を高めるため、授業支援システムを導入しており、情報処理センタースタッフが学生向けオリエンテーションしたり、教員職員からの問い合わせに対応したりしている。

その他の学内システムや、コンピュータスキルについても日々、情報処理センタースタッフが相談に対応し、学生の学習向上、及び教職員のコンピュータ技術向上を支援している。令和 2（2020）年度は、相談支援スタッフを 1 名増員し、遠隔授業に関する技術的な支援、学生からの機器の貸出等の対応を実施してきた。また、情報処理センターは紀要である「情報教育研究」（備付-54-3）を毎年発行し、情報技術の教育利用等について教職員・学生の理解が深まるよう努めている。

情報処理センターは授業支援システムの管理を行う中で、日々機能改善に努めている。

コンピュータ室（備付-63-1・63-2・63-3）PC は教職員も使用可能であり、主に教員が授業等の活動で使用している。職員は必要に応じてコンピュータ室で学内向けの説明会や講習会を行っている。

学内の無線 LAN（備付-62）及びコンピュータ室は学生が利用でき、授業内外で活用されている。

これらの業務を通じて、教員と連携を取りながら学習成果の獲得に貢献している。そして事務職員は、履修・単位取得状況、卒業判定、免許・資格取得状況、就職状況などを通じて、各自の業務の中で学科の教育目的、目標の達成状況を把握し、自己点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者に対し、入学手続きについて（備付-28）、生協学生委員会発行の冊子（白梅百花）（備付-27）で情報提供をしている。入学前に大学での学びをイメージできるように、原則入学前課題を課している。（備付-29）

例年は入学前の3月に学生主体の生協学生委員会による「ウェルカムパーティー」を実施していたが、令和2（2020）年度入学生については、実施ができなかった。

入学者に対しては、例年4月初旬に学生課をはじめ各部署や当該学科が実施するオリエンテーションにて、学生生活におけるルールなどを説明しているが、令和2（2020）年はコロナ禍で対面での実施することができず、オンラインを活用した映像や資料配布において実施した。（備付-32）

学期開始時に教員及び職員によるオリエンテーションを実施し、履修案内（提出-2）により学生にとって必要な学習（授業・単位）を示すとともに、授業担当者によりきめ細かい指導ができるよう LMS を整備している。学生 HANDBOOK（提出-1）において学生生活・学習支援窓口等紹介を行っている。

基礎学力が不足する学生に対しての補習授業は、制度としてはないものの、担当が

必要に応じて補習を行っている。この1年はオンラインの授業が多く、対面での指導はできなかったが、オンラインを活用して丁寧な指導を行ってきた。またピアノが必要な授業においては、学生が登校できない状況の中で、学科としてキーボードを手配し、必要な学生に貸し出しすることで対応した。

4月当初の入学時にはオンライン授業そのものも全学生に対応するのは難しかったが、学科として学生がオンライン授業に参加できるように事前のリハーサルなどを行っている。

保育科ではクラス担任制をとり、1年次後期からのゼミナール配属により、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整えている。

優秀な学生への支援策は組織として行っていないが、求めに応じ、個別の教員により対応している。また「保育ゼミナールⅠ」「保育ゼミナールⅡ」、並びに「保育・教職実践演習（幼稚園）」では担当者が一人ひとりの能力や状況をつかみ、より高いレベルの指導を行っている。

学習成果の獲得状況については、各期成績確定後や履修登録期間終了後に成績データおよび履修登録状況についての共有を教務課と確認を行いながら、学科において行っている。ゼミナールの所属学生の様子や出席状況、実習前後の状況、学修行動調査のデータなどの各種アンケート等の結果など、学科会議において必要な支援方策を模索している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生生活（学生会や課外教育活動及び自治会組織、学園祭）に関する事項を審議するため学生委員会を置いている。学生委員会には、学生課、キャリアサポート課の職員も参画し、教職員協力をしている。

例年行われているクラブ活動、学生会、学園祭である白梅祭についてはコロナ禍で令和2（2020）年度はほぼ中止となった。学生会が組織れさており学生課、学生部長を中心に代表者とオンラインで話をするなど、活動の支援を模索し、クラブ活動の再開要件など学生委員会にて協議を行った。例年10月に実施している白梅祭については中止となったが、4月当初入学式の中止を受けて、サークル紹介をする場がなかったため、YouTube 配信で各クラブ紹介を行いながら学生の中の交友ができるよう学生課を中心として支援を行った。

空き時間や放課後を過ごすための空間として、学生ホールの他にB棟1階の階段下に団らんのかを2ヵ所設けている。令和2（2020）年度はそのような施設を感染予防の観点より開放することができなかったため、空き時間用の講義室の開放などを行った。

学内に寮は整備していないため、提携学生寮の紹介をしている。生協で行っているアパート紹介についても必要な学生に案内をしている。

本学には生協食堂があり、多くの学生が利用している。また生協の売店があり、文具や書籍だけでなく食料品なども販売されている。学内で開催される行事などにも積極的に対応し、多くの学生が組合員として登録している。

本学は自動車での通学は認めていないが、駅からの距離なども考慮し、自動二輪車や自転車での登校を認め、学内に駐輪場を設置している。附属の幼稚園も同一敷地に設置していることもあり、自動二輪車も自転車ともに安全性の観点から学園敷地内での走行は禁止している。

障がい者の受け入れについては多目的トイレやエレベーターなどを設置し、配慮している。対象となる新入学者については個別に聞き取りを実施し、合理的配慮として可能な限り段差解消や手すりの設置など行っている。

「白梅学園大学・白梅学園短期大学 給付奨学金」（備付-規程集75）の制度を設けている。令和2（2020）経済的な事情、および人物や学業成績にもとづき選考し、年額24万円の給付奨学金制度としていた。学費の延納制度もあり経済的支援を実施している。令和2（2020）年度は特にコロナ禍での経済的影響が大きいことから、5月には全学生を対象にオンライン授業受講環境整備補助金支給を一律3万円給付した。そのほか主に学費や生活費を自分でまかなっている学生の支援として、教職員や同窓生、後援会からの寄付を原資とした、1回10万円を給付する自立支援給付奨学金（備付-39）を実施した。短期大学の学生はのべ14名に給付された。学生の困窮状況を確認していく中で、食事等確保が難しい現状も鑑みられ、学生部長を中心として、教職員の寄付、近隣のNPOや社会福祉協議会より協力いただきながら、12月より学生に対して食糧支援を行うという活動を、月1回（毎回2日間程度）のフードパントリーを実施してきた。

回を重ねるごとに参加する学生が増え、年度があけ新入生をむかえてもその傾向は続いている。併設の中学校や高校からの参加者もある。

学生の健康管理としては、保健センターを設置し、教員と兼務であるが医師がセンター長を担い、保健師を配置している。学生健診を行い、その結果に基づき健康指導を行なっている。令和2（2020）年度は、緊急事態宣言の発令により、健診項目を絞り、また健診日も2回に分けて行った。健診時には、授業や生活で支援が必要な学生に対しては、個別面接を行ったが、保健面接でメンタルヘルスの支援が必要な学生は、随時学生相談室でカウンセリングを行うよう指導した。学生相談室は臨床心理士を持つカウンセラー専任1名と非常勤1名の2名配置して、学生の相談及び学内の教員や部署等と連携して学生のメンタルを中心とした支援を行っている。登校自粛期間が続いたため、相談は、電話相談やオンライン相談も併用した。そのほか学生課との共催で、12月と1月に「お困りごと相談会」を3回実施した。参加学生は少なかったが相談予約に繋がった学生もいた。オンラインでのグループワークでは、先輩後輩間での学生同士の交流が少ないことやちょっとした困りごとを相談できなくて困っていること等の意見が寄せられた。

また、健康教育も保健センター主催で随時行っており、講演会や研修会、栄養士や学校医、産婦人科医、精神科医による相談も定期的に行った。

さらに、新型コロナウイルス対応として、学生に衛生管理、健康管理の呼びかけを定期的に行い、感染者、濃厚接触者、感染不安者、実習中の学生などに対し、個別の指導を行った。令和2（2020）年度は婦人科医による婦人科相談を2回実施、栄養士による栄養相談を1回実施した。健康教育として、AED講習会1回実施、保健センター講演会をテーマ「新型コロナ禍で直面するストレスを巡って」として、オリエンテーション時に実施を行った。

学生の人権擁護として、毎年ハラスメント防止ガイドライン（備付-40）を作成し配布している。その中で学内の相談員として、併設大学教員とあわせ8名の教職員を明記し、常時相談を受け付けられるようにしている。

「意義ある学生生活をつくるためのアンケート」（備付-26）を3年に1度実施している（平成30（2018）年実施）。また学生主体の学生会で例年毎年アンケートを行っており、学生会の要望が出た場合、適時対応している。

合理的配慮が必要な学生に対しては、「白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援規程」（備付-規程集 63）を設けている。規程に基づき「白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援委員会」を開催し、必要に応じた学生支援プロジェクトを発足し支援体制を整えている。

学生のキャリアデザインのために、キャリアサポート課が社会的活動への参加を支援している。キャリアガイダンスで地域活動、地域貢献について説明するとともに、進路資料室でボランティア募集チラシを綴ったファイルを自由に閲覧できる環境を整えている。しかし令和2（2020）年度はコロナウイルス感染拡大により、ボランティア依頼が極少数であり、地域活動の機会が少なかった。そのため令和3（2021）年1月から3月にかけて、小平市PR動画作成の活動に取り組んだ。

保育科では、ゼミナール（1年次後期より配属）単位で社会的な活動に参加すること

があり、虐待防止の運動に取組んだゼミ、障がい者センター祭りに取組んだゼミ、保育園の行事に取組んだゼミなどがある。ただし令和2（2020）年度に限ってはコロナ禍のために対面での実施は難しかった。

教養教育科目の「地域子育て支援演習」（併設大学共同開講科目）は、地域の親子や高齢者、障がい者の参加を得て子育て支援、多文化共生を視野に入れた取り組みを行ってきた。受講は併設の大学からも加わり、例年100人前後になるが、昨年度は110人を越えた。保育科1年96人（定員95人）のうち40人以上が受講し、2回にわたるオンラインの「ひろば」（あそぼうかい）（備付-6）を実施した。更に学内の「保育所の在り方研究会」が実施する「子育てカフェ」に学部の学生と参加して子どもや保護者たちと交流した。

当日は「オンラインの遊びを大学生と楽しもう！」と題して、家の中にある「まるいもの」や「四角いもの」「赤いもの」などを探してもらい、親子で協力する姿が印象的であった。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学の学生は福祉・教育分野の専門職を志望する学生が多いことが大きな特徴である。そのため、学生にとって身近であり、本学の学生が志望する就職先や学生ニーズを理解しているキャリアサポート課職員が就職支援全般に対応している。また毎月実施される学生委員会に、学生委員教員とキャリアサポート課長が出席し、教職員が連携して就職支援をするための組織となっている。

進路資料室を設け、求人票、求人先資料、就職情報誌、就職問題集、パソコンを設置して学生が閲覧できるようにしている。またB棟1階のキャリアサポート課事務室内に相談コーナーを設けており、更に個人情報に配慮した個室の相談室をB棟2階に設けている。

キャリアガイダンス（備付-20）では資格取得と資格をいかした就職について説明している。また個別相談時には、公務員及び民間の保育園、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、障害児者施設の情報を学生とパソコン画面で共有しながら、豊富に紹介している。就職試験対策は、公務員を志望する学生に対して教養試験対策講座、模擬試験、個別相談、エントリーシート添削、論作文指導、グループワーク指導、面接演習を実施している。民間の保育園、幼稚園、施設等と一般企業を志望する学生に対しては、個別相談、履歴書作成指導、面接演習を実施している。特に面接演習に力を入れて取り

組み、志望先の過去の面接時に出题された課題に基づいて演習を実施することを通じて希望する進路先への進路実現を支援している。

卒業時の就職状況はキャリアサポート課が取りまとめて、学生委員会で分析・検討し、教授会で報告し学生支援に役立てている。

1年次と2年次に進学ガイダンスを実施している。進学及び留学に対応した個別相談を実施している。なお保育科のゼミナール担当者は学生の相談を受けて、併設の大学3年への特別推薦にあたって、その目的や面接の対応、編入後の学習などについて支援している。編入後も学生の相談先として位置付け、前のゼミ担当者が対応することになっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

各種オリエンテーションは、今回のコロナ禍を鑑み今後どのような状況下でも実施できるよう、動画、またはオンラインでの実施を可能にする必要がある。

「意義ある学生生活をつくるためのアンケート」を3年に1度実施しているが、短期大学生の声を十分に聴くためにも2年に1回実施にするなど実施回数を検討している。

キャリアサポートプログラムは年間計画を立てて実施しているが、授業補講等と重なり学生が参加できなくなることがある。全学生が参加できる日程を探して予定を組み直すよう努めているが、それでもなお一部の学生が参加できずに資料配布対応になることがある。この課題の解決に向けて、教職員間の連携を更に深め、2年間で卒業する密度の濃い短期大学生生活においても、十分なキャリア形成が実現できるよう支援する体制を整備することが必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

令和2（2020）年当初より、中国において問題となった新型コロナウイルスが日本社会に影響を与え、令和2（2020）年度は世界中がその対応に追われることになった。日本社会においても2月後半からの学校休校措置等にはじまり、様々な影響として授業や行事などが変更、中止などとなった。今回の自己点検評価を進めるにあたっては、この問題を抜きに考えることはできない。

本学では文部科学省からの対面授業休止等の要請を受けて、令和2（2020）年と令和3（2021）年に3月に予定していた卒業式は式典を中止し、クラス単位での証書渡しの実施に切り替えた。令和2（2020）年度の入学式は実施せず、緊急事態宣言中の4月は授業の開始を遅らせ、5月連休明けからの遠隔授業（オンライン）実施に向けてシステムの構築と遠隔授業（オンライン）のための研修・説明会を行い、何とか授業をスタートするところとなった。

一方学生に対しては、オンライン環境の確保のために4月に緊急の調査を実施して、環境が不十分という回答に対しては、PC及びポータブルWi-Fiを個々に貸し出し、遠隔授業環境整備の補助として全学生に一律3万円を支給した。授業開始当初緊急事態宣言を受け、大学構内の入構制限を行っていたこともあり、授業において使用する図書を生協と協力し宅配便等にて郵送を行い、郵送費を大学が負担をした。そのほか教

職員や同窓生からの寄付による自立支援給付金（1回10万円）を数回にわたり給付した。なお12月より、困窮している学生への援助として学生部が中心となって毎月フードパントリーを実施し、食料品に限らず衛生品なども支給してきた。保育科だけでも10人以上が参加している。

授業との関係では出校してのピアノの練習機会が十分に行えなく、自宅等でピアノの練習ができない学生に対して学科としてポータブルのピアノを確保し、貸し出しのため宅急便で送っている。その他オンラインに不慣れな学生に対して、ゼミナール担任が個別に指導や相談に応じ、対応もしてきた。遠隔授業（オンライン）に慣れてきた段階では、演習科目を中心に積極的にZOOM等の同時双方授業を行うと同時に、対面の授業も重視し、広い教室で密を避けた体制での授業に取り組んできた。

残念ながら学生の授業外活動については制限せざるをえず、ほぼ1年間学内で活動ができない状況が続いた。学生達はオンラインを活用しながらサークル活動を行っている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の認証評価の改善点】（平成26年度自己点検・評価報告書より）

- ・各方針に基づき教育課程が成果を上げているか、明確な点検サイクルを機能させる必要がある。各授業がシラバスにより教育課程や成績評価基準に則り計画をされているかの確認やチェック態勢、学生の学習状況の客観的な把握、進路先や卒業生の状況から課題を整理し教育課程を点検、見直しをする態勢づくりを進めていく必要がある。
- ・入学者の受け入れについては、入学前課題や学習によって入学前に準備しておくことを明確にすることによって大学の学習にスムーズに入っていけるような工夫が必要である。
- ・授業評価アンケートや進路先からのアンケートから、学生が積極的に学習に臨む姿勢や自ら課題を発見し、発信していく力などを身につける教育上の工夫を検討していく事が課題となっている。

【改善の実施状況】

- ・各方針に基づき教育課程が編成されているかは、カリキュラムマップおよびカリキュラムマトリクスにおいて個々の授業科目とディプロマポリシーとの相関関係を明確にした。成果の確認については、教学マネジメント・IR委員会を設置し、各種情報からの分析、課題について、学科へのフィードバックしながら点検する体制を整え、始動したところである。この体制の確立、定着を図りながら更なる改善につとめていく。
- ・入学予定者については、入学前に大学での学びをイメージできるように、原則入学前課題を課している。課題内容は保育科において入学後の学習にスムーズに移行で

きるよう検討し、令和2（2020）年度より統一課題図書を定め、図書の要約、感想を提出させ、入学後の後期のゼミナール内でその内容の振り返りを行っている。

- ・授業評価アンケートについては、令和元（2019）年度に評価項目を再検討し、より学習姿勢や理解について、確認できるように改善を図った。令和2（2020）年度はコロナ禍において教育の方法がオンライン等大きく変わったため、それに則した内容へと適宜変更を行っている。進路先からのアンケートについては、平成30（2018）年度キャリアサポート課が実施し、結果は学生委員会及び教学マネジメント・IR委員会にて確認を行い、必要な改善を検討している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

成果の確認については、教学マネジメント・IR委員会を設置し、各種情報からの分析、課題について、学科へのフィードバックしながら点検する体制を整えてきた。この体制の確立、定着を図りながら更なる改善につとめていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

1) 提出資料

- 1 学生 HANDBOOK 2020
- 2 履修案内 2020 年度
- 3-1 GUIDE BOOK 2020
- 3-2 GUIDE BOOK 2021
- 4 ウェブサイト 教育研究上の基礎的な情報
- 5 令和 2 年度学則
- 11 保育科シラバス

2) 備付資料

- 2-1 小平市包括連携に関する協定書
- 3 幼児教育推進のための連携に関する協定
- 4 小平西のきずな
- 5 のぼりぼう
- 6 あそぼうかいお知らせ
- 7 公開講座案内
- 43 教員個人調書 [様式 19]
- 44 教育研究業績 [様式 20]
- 46-1 研究年報 NO. 23
- 46-2 研究年報 NO. 24
- 46-3 研究年報 NO. 25
- 47 ウェブサイト 教員紹介
- 53-1 紀要 55 号
- 53-2 紀要 56 号
- 53-4 紀要 57 号
- 54-1 情報教育研究 NO. 22
- 54-2 情報教育研究 NO. 23
- 54-3 情報教育研究 NO. 24
- 75 子どもサミット報告
- 備付資料-規程集 1 就業規則
- 備付資料-規程集 18 学校法人白梅学園事務分掌規程
- 備付資料-規程集 20 学校法人白梅学園事務組織規程
- 備付資料-規程集 21 学校法人白梅学園文書取扱規程
- 備付資料-規程集 19 学校法人白梅学園稟議・決裁規程
- 備付資料-規程集 25 学校法人白梅学園公印取扱規程

備付資料-規程集 26 白梅学園個人情報保護規程

備付資料-規程集 40-1 白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準

備付資料-規程集 40-2 白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準に関する申し合わせ

備付資料-規程集 41-1 白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則

備付資料-規程集 41-2 白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準に関する申し合わせ

備付資料-規程集 42 白梅学園大学・短期大学教員昇格細則

備付資料-規程集 43 白梅学園短期大学助教・助手規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

教員組織は学校教育法第 92 条に基づき、白梅学園短期大学学則第 39 条において定められている。

また、教員は白梅学園短期大学専任教員表（提出- [様式 11]）に示されているとおり、適正に配置されている。教員配置は学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づき、また保育・教育の専門分野を持つ短期大学として、保育士資格、幼稚園教諭 2 種免許状を取得の課程があるため厚生労働省の保育士資格養成指針及び、文部科学省の教職課程基準を満たす教員配置を行っている。

専任教員については、令和 2（2020）年度時点では短期大学設置基準上の教員数は満たしているが、教授数は満たせなかった。令和 3（2021）年度には新規採用、昇格によって満たし、令和 3（2021）年度の専任教員数は下記の表の通りである。平均年齢は 51.1 歳である。

白梅学園短期大学

学科・専攻課程の名称	専任教員等							
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手
保育科	4人	3人	1人	4人	12人	11人	4人	0人

職位	性別	～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	70歳 ～	合計
教授	男				2	2		4
	女							0
准教授	男		1					1
	女		1	1				2
講師	男							0
	女			1				1
助教	男							0
	女			2	1	1		4
合計	男		1		2	2		5
	女		1	4	1	1		7

専任教員の職位は「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準」（備付-規程集 40-1）及び「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準に関する申し合わせ」（備付-規程集 40-2）に基準等を定めており、業績等を勘案し適切認定している。専任教員の職位および学位、主な担当科目や研究業績等ホームページ（備付-47）にて公表している。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)に基づいてカリキュラムが構成され、必要な科目担当者を決定している。また保育士資格養成指針及び、文部科学省教職課程基準に係る教員配置要件も満たしている。

非常勤の採用及び職位の決定は人事委員会において、短期大学設置基準のほか「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則の運用に関する申し合わせ」（備付-規程集 41-2）に基づき採用手続きを行い、学位、教育実績、研究実績、経歴その他活動等を「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準に関する申し合わせ」（備付-規程集 40-2）に基づき適切に審議し、教授会において審議の上、学長が決定している。

補助教員について、現状配置がないが、助手・TA等必要に応じて配置できる制度があり、助手は「白梅学園短期大学助教・助手規程」（備付-規程集 43）を整えている。

専任教員の採用、昇格にあたっては、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則」（備付-規程集 41-1）「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則の運用に関する申し合わせ」（備付-規程集 41-2）において手続きを定めている。採用については適切な教員組織に必要な採用のため、人事委員会において、必要な研究分野、教育業績を提示した公募要領を作成し公募を行っている。人事委員会において、短期大学設置基準のほか「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準に関する申し合わせ」

（備付-規程集 40-2）に基づき必要な学位、教育実績、研究業績、経歴等を満たし、かつ人格、識見が本学の専任教員として適正か審査し、教授会の議を経て学長が決定したのち、稟議書を法人事務局へ提出し、最終的には理事長決裁採用を行っている。

昇格に関しても「白梅学園大学・短期大学教員昇格細則」（備付-規程集 42）、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準に関する申し合わせ」（備付-規程集 40-

2) の規程に基づき、学長へ昇格申請または学長より申請が必要とされた者から申請に基づき人事委員会において審査ののち、人事委員長から学長へ審査結果の報告を以って、教授会の議を経て学長が決定している。決定後稟議書を法人事務局へ提出し、最終的には理事長決裁の上採用・昇格を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動については学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づいて行われ成果をあげている。毎年研究業績の報告を求め、子ども学研究所研究年報（備付-54-3）において公表している。

個人研究費は年額 34 万円（助教は 17 万円）、その他、年間 3 万円の範囲で学会費、及び年間 1 回最高 13 万円まで学会出張費が保障されている。学園の会計規程（備付-規程集 22）、出張旅費規程（備付-規程集 12-1）、公的資金・補助金等研究費使用マニュアルにおいて研究費として申請できる範囲等を規定している。その他学内においては子ども学研究所にて、研究助成（併設大学と合わせて）を例年年間 500 万円程度行っている。令和 2（2020）年度は併設大学とあわせて採択 11 件中、短期大学教員が代表または共同研修者での研究課題は下記の通り 3 件あり、研究を行った。

研究代表者	共同研究者	研究課題名
徳山 千絵	-	児童養護施設入所児童が経験してきた支援 —入所する前(プリケア)、入所中の支援(インケア)、自立に向けた支援(リービング・ケア)と退所後の生活との関連性についての検証—

白梅学園短期大学

瀧口 優	町田 淳子 井上 恵子	小学校英語及び英語活動実施状況調査
中山 正雄	瀧口 優 花原 幹夫 小松 歩 源 証香 長井 覚子 宮崎 佑介 佐藤 文	短期大学における保育者養成の在り方に関する研究 —短期大学 2 年間で専門職を育てるための養成教育改革 を提言する—

科学研究費補助金等外部資金については、子ども学研究所において申請支援を行っており、令和 2（2020）年度は科研費の公募要領の説明だけではなく、7 月 30 日に説明会と、科研費採択者の経験や審査経験者からの講演を行うなど積極的な応募・採択されており、その状況はホームページ（備付-48）においても公表している。令和 2（2020）年度は 2 件の新規採択があり、活発な研究が行われている。

研究課題名	研究者氏名	代・分	新/ 継	種別	期間	当年度交付 直接経費（円）
遊漁者によって記録された過去の生物多様性情報を科学的に評価する手法確立	宮崎 佑介	代表	新規	若手研究	2020～ 2023	1,000,000
地域コミュニティづくりにおける世代間交流の価値—保育者の意識変化から—	瀧口 優	代表	新規	基盤研究 (C)	2020～ 2022	530,000
	源 証香	分担	新規			610,000

研究活動に関する規程は、研究活動の不正行為への対応として、ホームページに責任体制を明確にし、以下の規程を内外に公表している。

- ・白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究費等の不正防止に対する取り組みについて（備付-規程集 93）
- ・白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動に係る行動規範（備付-規程集 95）
- ・白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費の運営・管理に関する規程（備付-規程集 96）
- ・白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費等不正使用防止計画推進委員会規程（備付-規程集 97）
- ・白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究費の適正な運営・管理に対する内部監査規程（備付-規程集 98）
- ・白梅学園大学・白梅学園短期大学 公的研究費等の不正使用に係る通報及び調査手続き等に関する規程（備付-規程集 118）
- ・白梅学園大学・白梅学園短期大学 公的研究費に係る不正行為に関与した業者に対する取引停止等の取扱要領（備付-規程集 119）

- ・2020 年度版 公的資金・補助金等研究費使用マニュアル（白梅学園教職員用）（備付-規程集 120）

研究倫理を遵守するため、毎年前期に学術情報委員長により研究倫理教育を全専任教員および研究費取り扱い事務職員対象に実施をしている。また毎年 9 月～11 月頃研究コンプライアンス研修を実施しており、新入教員及び科学研究費応募予定者は受講を義務付け、研究費取り扱い事務職員も参加を義務付けている。令和 2（2020）年度は 11 月 12 日に「大学の教育・研究活動において求められること—公正な研究活動と個人情報保護を中心に—」を実施した。

研究成果の公表の機会としては、毎年「白梅学園大学・白梅学園短期大学紀要」（備付-53-7）（発刊 3 月）、「子ども学研究所研究年報」（備付-46-3）（発刊 9 月）、「情報教育研究」（備付-54-3）（発刊 3 月）を毎年発刊しており、年間を通じた投稿の機会がある。また学内の研究助成を受けた研究者を対象とした、研究成果報告会を毎年 5～6 月ごろに実施しており、学内での研究の活性化を図っている。令和 2（2020）年度は 6 月 25 日に実施し、短期大学教員からは下記 2 件が発表を行った。

研究代表者	発表者	研究題名
長井 覚子	源 証香	戦後、昭和の時代の保育を創造したリーダーたちのライフストーリー研究
中山 正雄	中山 正雄	短期大学における保育者養成の在り方についての研究 ～短大保育科卒業生のアンケート調査から短大の保育者養成の在り方を探る～

専任教員の学術図書の刊行に対し交付する助成金制度について、「白梅学園大学・短期大学出版助成規程」（備付-規程集 90）において定め、専任教員の学術研究振興、教育充実のための機会を設けている。

専任教員は研究を行うための研究室が整備されている。研究室はゼミナールを含めた学生の指導の場としても使用されている。また、助教には共同で利用できる合同研究室を設けている。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、各研究室に加湿器を設置し、環境整備を行った。

専任教員は原則出校を週 4 日、研究日を 1 日設けており研究・研修時間の確保を行っている。専任教員の海外派遣や国際会議の旅費規程（備付-規程集 12-1、14）について整備されており、留学については、「白梅学園大学・短期大学 専任教員長期研修制度運用規則」（備付-規程集 92）に基づく長期研修休暇が確保されている。

FD は白梅学園大学・短期大学ファカルティディベロップメント委員会規程（備付-規程集 59）を定めており、規程に沿い併設大学と共同で行い各学科より委員が招集される。委員長は委員の互選し、学長が委嘱してきた。（令和 3（2021）年度より委員長は、より学長のガバナンスの下、教員の教育力、運営力の向上を行うため学長任命と規程を改定した。）毎年 FD 委員会企画の研修会が開催されている他（令和 2（2020）年度は「2020 年度前期授業評価アンケート及び教員対象アンケート結果報告」と題して、9 月 17 日に実施）、令和元（2019）年度から始まった授業支援メンター制度や年 2 回の授業評価アンケートの実施、学習管理システム（LMS）の活用方法に関する支援を行

っている。なお、令和2（2020）年度はコロナ禍による遠隔授業の実施にあたり、4月16日、9月10日に遠隔授業に関する機器説明会を実施した。1月には学生人権擁護委員会主催の「オンライン時代のアカデミック・ハラスメント研修」として、オンライン授業で起こるハラスメントの事例や注意事項について、講義形式にて、オンライン研修を行った。また例年と異なる授業方法の実施であり、改善を図るため前期（8月6日～21日）と後期（2月4日～13日）の2回にわたり、教員対象授業アンケートを実施し、課題の把握と改善に努めた。令和元（2019）年度より4月に新入教職員対象に入職時研修会（備付-56）として、併設大学を含めた各学科の説明及び学内組織の紹介を行い、8月6日に新入教職員と学長との懇談会を通じたFD・SD協働の研修会を実施してきている。

毎年度末に1回、非常勤講師を集め「非常勤講師連絡会」を実施しており、そこで学長・教務部長・教務課長より学園の状況や教育課程の編成や実施方針を伝え、その後、学科の教員との懇談の中で教育課程や学生の状況の意見交換を行い教育の充実を図っている。また場合によっては、FD活動に事務職員、SD活動に教員などが参加し教職員一体となって行っている。

ほとんどの委員会には、分掌に関連する部署の事務職員が参加しており、教職員が協働しながら短期大学運営に対しての学生支援、情報共有、諸課題解決に向けた協議、連携が効果的に行われてきている。

各委員会での検討内容は最終的には教授会にて、報告、審議されその資料は教授会前に教授会構成員及び事務職員課長、センター担当職員に配信され、全教職員の情報共有化を図ってきている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織については、「学校法人白梅学園事務組織規程」（備付-規程集 20）にて規定しており、短期大学に所属の事務職員は主に大学と短期大学を兼務している。各部署の業務分掌については、「学校法人白梅学園事務分掌規程」（備付-規程集 18）にて規定

している。

令和2（2020）年度事務部署は、企画調整室、入学センター、教務課、学生課、キャリアサポート課、図書館課、情報処理センター、保健センター、実習指導センターを設置し、図書館課、保健センターなど専門的技量を要する職には資格を持った事務職員を配置している。また、各組織に管理者（専任教員から選任された管理者を含む）を配置し、管理者は学長の命を受け担当業務を統括している。事務組織は法人事務局長が統括している。

事務職員はSD研修及び外部研修等で研鑽をつみ、外部の研修会に参加した場合は、研修成果について報告書を提出し、課内の職員にその内容を伝えるとともに、必要に応じて事務職員会議を利用して成果を発表し、他部署の職員とも情報を共有するようにしている。

また、全事務職員を対象とした学内研修を年1回実施し、事務職員としての基礎的なスキルの底上げを行っている。令和2（2020）年度は9月に『紙1枚』思考整理法」と題して職員一人一人の思考整理力を高め、問題解決力や、情報をより分かりやすく伝える力の向上を目指した研修を実施した。この研修のフォローアップとして、3月には希望者を集め、活用状況や質疑を含めた研修を実施した。10月には学園事務職員管理職研修として、井原徹理事長講演「白梅学園における『管理職』に期待すること」、課題発表とグループトークを受けて、理事長よりまとめを行った。3月には次年度学園80周年を迎えることから、「職員全体研修会～学園創立79周年目を迎えて～」とし、人材PT活動報告及び次年度研修案内、理事長講和「学園創立79周年目を迎えて」、その後グループディスカッションを実施した。その他、8月には4月より東京都の緊急事態宣言を受け、多くの事務職員は在宅勤務を初めて実施することとなり、その実施の振り返りとしてSD交流研修（白梅ワールドカフェ）として意見・情報交換を行った。研修後、アンケートやフォローアップ研修を行って、研修内容の定着を図り、事務職員の能力や適性を十分に発揮できるよう努めている。

事務関係諸規程としては、事務組織に関する「学校法人白梅学園事務組織規程」「学校法人白梅学園事務分掌規程」、事務処理に関する「学校法人白梅学園文書取扱規程」「学校法人白梅学園稟議・決裁規程」「学校法人白梅学園公印取扱規程」などの規程を整備している（備付-規程19）（備付-規程集20）（備付-規程集21）（備付-規程集25）。

A棟に法人事務局、保健センター、企画調整室、入学センター、実習指導センター、教職教育・研究センター、B棟に教務課、学生課、キャリアサポート課、情報処理センター、E棟に図書館の事務室が設置されている。職員毎に椅子机を配置し、必要な機器備品については、学園の会計に関する規程に合わせ購入し配置している。

各事務室には事務職員用ネットワークが、学生環境と分離された形で構築され、1人1台のパソコン貸与と業務に必要なOA機器及びネットワークプリンタ等を整備している。また、適切なアクセス権限設定を施したファイルサーバの整備により業務上必要なデータの共有環境を構築し、バックアップ環境整備による適切なデータ保全・管理を行っている。機器の故障等があった場合も、担当部署にて入れ替えを行うなど迅速に対処している。

防災対策としては、総務課員は防災士3名と保健師1名で構成している。大規模震

災を想定し、現況 200 人 1 日分の防災用品を備蓄している。東京都の条例にて示されている備蓄量を目指し、年度ごとの予算に合わせて対応している。令和 2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症対策を優先しており、防災備蓄用品の購入は、消毒液などの入替など必要最低限の範囲で行った。

情報セキュリティ対策としては、ファイアーウォールによるアクセス制御をインターネット系と教育系・事務系ネットワークの間で行っている。また、学園内の PC セキュリティ向上のため、マイクロソフト統合デバイス管理ツール（SCCM）を導入し、主にエンドポイントのセキュリティ統合管理を行っている。その他、「白梅学園個人情報保護規程」（備付-規程集 26）を制定し、個人情報の適切な管理を注意・喚起するようにしている。

事務職員の S D 活動については、併設大学と合同のスタッフディベロップメント委員会規程（備付-規程集 60）に基づき委員会にて検討、実施を行っている。（他部門との合同での研修会については上記通り）令和元（2019）年度より 4 月に F D 合同による、新入教職員研修を行っている。内容は建学の精神とともに、併設大学を含む各学科の特徴や、各部署の紹介、教員が行う基本的な業務を理解し、以降の業務に活かしている。その他本学が加盟する協会や団体主催の研修会・セミナー等に積極的に参加し、職務を遂行するための知識やスキルを習得し、その成果は学生支援の職務に活かされている。

月 1 回のペースで、学園の各事務課の課長が集まる課長会を実施し、各部署からその時々懸案事項や日常業務について情報・課題を共有している。その内容は担当課長を通じ各部署事務職員に共有されている。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関しては「就業規則」（備付-規程集 1）のほか関係規程等を定めている。これら規程は「学校法人白梅学園規程集」として各部門の所属長及び各部署・センター長・学科主任等に配付している。また閲覧用として、各部門の事務室に配置し、いつでも閲覧できるようにし、周知をはかっている。新規の採用者には法人担当部署から「就業規則」「サービスのしおり」を基に就業に係わる諸説明を入職時に行っている。

就業は就業規則及び関連諸規程に基づき適切に行っている。教職員は定められた責任講時数及び出勤日数、労働時間に従って勤務している。法令改正に伴い、令和元（2019）年度より出退校について、事務職員はタイムカードによる記録、教員は出勤簿への出退時刻の記入と捺印によって記録している。欠勤・休暇・休業・出張などは予め申請または届出を行い、それぞれ所属長の承認を得て行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教育環境の急速な変化の中、教育の質の向上及び研究の進展をより迅速・的確に対応することが事務組織の課題となっている。

そのため、より機能的に動けるように事務組織及び業務内容の一部見直しを実施した（令和3（2021）年4月1日施行）。具体的には大学・短期大学事務組織全体をまとめる事務部長職を設置し、学長補佐機能を強化するとともに、事務課間の調整・指示機能を持たせることで課題に対して迅速に適応する体制を目指す。学生の視点に一層立った学生サービスを行うとともに、組織の細分化を排し、重要課題により一層注力を行うために事務組織のあり方を見直し、事務組織体制を再整理した。

また、令和2（2020）年9月に常勤理事会のプロジェクトチームとして「人材育成体系の策定 プロジェクトチーム」を発足し、事務職員一人一人が個々の能力を最大限に発揮できるよう、人材育成体系の策定及び実運用につなげるための検討を行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

1) 提出資料

1 学生 HANDBOOK 2020

2) 備付資料

33 図書館利用案内

60 ウェブサイト図書館案内

61 ウェブサイト 情報処理センター案内

62 情報コンセント

68 理事会議事録

備付資料-規程集 22 学校法人白梅学園会計規程

備付資料-規程集 29 学校法人白梅学園資金運用規程

備付資料-規程集 30 学校法人白梅学園図書館（室）図書廃棄規程

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ② 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学のキャンパスは東京都小平市小川町の1箇所であり、校舎は法人本部の同居するA棟を含めB棟、E棟、F棟、I棟及び、J棟の6棟の主要建物から構成され（備付-1）、全て大学との共用施設となっている。

短期大学設置基準では、校地は学生定員に対して1名当たり10㎡、校舎は別表の収容定員別の規定値以上とされており、本学の場合、設置基準面積は（校地面積1,900㎡・校舎面積2,350㎡）であるが、共用（校地・校舎）として、（校地16,677㎡・校舎15,329㎡）を有しており、設置基準の規定を十分に充たしている。運動場は校舎と同一の敷地内にテニスコート・多目的コート（1,770㎡）と体育館（1,179㎡）があり、校舎同様に大学との共用であるが、設置基準の規定を充たしている。

障がい者への対応として、I棟に自動扉とエレベーターを、J棟に自動扉と各棟の出入口にはスロープを設置し配慮している。また車椅子対応のトイレをB棟、F棟、I棟及び、J棟に設置している他、車椅子昇降機を2台設置している。また、B棟及びJ棟の車椅子対応のトイレには、乳児に対してのオムツ替えシートを配置している。

令和3（2021）年度4月より、新型コロナウイルス感染症対策を施したうえで対面授業が実施できるよう、250人規模教室の整備や、ハイブリッド授業に対応したAV設備の導入を令和2（2020）年度中に行った。そのほか講義室の密度を下げるように演習室を結合させて講義室への転換等の改修、環境整備を行った。

講義室備品一覧は下記の通りであり、その他補助的なAV機器や教員用のPCの貸し出しは教務課において実施している。学生用の貸出PCについては情報処理センターにおいて行っている。

白梅学園短期大学

場所	教室名	定員 (試験時) 【途中退出なし】	設備・備品
B棟 2階	B20 講	40名 (40)	BD、スクリーン小、ディスプレイ(PC接続可) マイクなし
	B21 講	40名 (40)	DVD+VHSビデオ、BD、書画カメラ、ディスプレイ
	B22 講	40名 (40)	DVD+VHSビデオ、BD、書画カメラ、ディスプレイ
B棟 3階	B35 講	180名 (120)	DVD+VHSビデオ、BD、書画カメラ プロジェクター、スクリーン、グラントビアン、RGB接続のみ
B棟 4階	B41 講	54名 (36)	DVD+VHSビデオ、スクリーン、グラントビアン、ディスプレイ(PC接続可)
	B43 講	180名 (120)	BD、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン
	B42 演	16名	DVD+VHSビデオ、スクリーン小、ディスプレイ(PC接続可)
	B43 演	16名	DVD+VHSビデオ、スクリーン小、ディスプレイ(PC接続可)
	B44 演	16名	DVD+VHSビデオ、スクリーン小、ディスプレイ(PC接続可)
E棟 4階	E36 講	132名 (88)	BD、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン
	E37 講	156名 (104)	BD、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン
F棟 1階	F12 講	72名 (48)	DVD+VHSビデオ、書画カメラ、プロジェクター スクリーン、ビアン、RGB接続のみ
F棟 3階	F38 講	72名 (48)	DVD+VHSビデオ、書画カメラ、BD、プロジェクター、 スクリーン
F棟 4階	F45 講	252名 (168)	BD、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン、アップライトビアン
	F41 演	20名	DVD+VHSビデオ、BD、ディスプレイ(PC接続可)
	F42 演	20名	DVD+VHSビデオ、BD、ディスプレイ(PC接続可)
	F43 演	20名	DVD+VHSビデオ、BD、ディスプレイ(PC接続可)
	F44 演	10名	スクリーン
I棟 1階	I12 講	54名 (36)	DVD+VHSビデオ、ディスプレイ(PC接続可)
	I13 講	180名 (120)	BD、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン
I棟 2階	I23 講	96名 (64)	BD、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン
	I24 講	156名 (104)	BD、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン (DVD+VHSビデオ)
J棟 1階	J14 講	72名 (48)	ミニDV+VHSビデオ、DVD、BD、書画カメラ、プロジェクター スクリーン J27講からの映像受信
J棟 1階	J26 講	180名 (120)	ミニDV+VHSビデオ、DVD、BD、書画カメラ、プロジェクター スクリーン 天井HDカメラ(演台撮影・録画) J27講からの映像受信
	J27 講	180名 (120)	ミニDV+VHSビデオ、DVD、BD、書画カメラ、プロジェクター スクリーン 天井HDカメラ(演台撮影・録画) J14講/J26講への映像発信

【特別教室】

場所	教室名	定員	設備・備品
F 棟 1 階	入浴実習室	40 名	特殊浴槽、家庭浴槽
	介護実習室	40 名	DVD+VHSビデオ、キャッチベッド
F 棟 3 階	第1コン/2コン	54/54 名	PC、書画カメラ、BD、DVD
	F39 学習室	40 名	PC14 台（+貸し出し用 20 台）
E 棟 1 階	第1造形室	50 名	BD、DVD+VHSビデオ、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン
	栄養実習室	48 名	
E 棟 3 階	小児保健	48 名	DVD+VHSビデオ、沐浴用デスク、給湯設備
I 棟 B1 階	音楽室	54 名	DVD+VHSビデオ、グランドピアノ、ディスプレイ(PC 接続可)
	地下演習室	12 名	ピアノ*1 台、ディスプレイ(PC 接続可)
大体育館			グランドピアノ
J 棟 1 階	文化創造ホール		DVD+VHSビデオ、DVD、BD、スクリーン、プロジェクター、グランドピアノ
プレハブ	第2造形室	69 名	DVD+VHSビデオ、書画カメラ、ディスプレイ(PC 接続可)
B 棟 3 階	B33 理科室	48 名	DVD+VHSビデオ、スクリーン、ディスプレイ(PC 接続可)
B 棟 4 階	博物館実習室		VHSビデオ

図書館以外の学習資源の設備としてはコンピュータ教室、グループワーク等ができる学習室、貸出用ノート PC などがあり、授業、授業外ともに活用されている。教職員には 1 台ずつパソコンを支給して、日々の業務に利用している。また、情報処理センターがコンピュータ設備や学内システムの利用支援・相談に対応し、教職員の情報技術向上に寄与している。各教室には有線 LAN があり、授業等で利用できる。令和元(2019)年度末にコンピュータ教室、及び貸出用 PC を全面的にリニューアルし、OS やソフトウェア等を最新の状態で令和 2 (2020) 年度稼働している。また、構内全域で学生、教職員が無線 LAN を利用できるが、令和 2 (2020) 年度は電波状況の悪いエリアを調査し、改善のためにアクセスポイント増設等の対応を取った。(備付-62)

図書館は E 棟 1 階・地下 1 階にあり、占有延床面積 885 m²を大学と共有している（他に閉架式の分室・書庫がある）。1 階フロアには参考図書・指定図書と一般図書の分類番号の内、総記・哲学・心理と雑誌・ブックレット及び新書を配架し、視聴覚室(25 m²、4 つのブース、11 席)を設置している。地下階フロアには歴史から文学までの図書と絵本、紙芝居、各大学研究紀要、雑誌・年鑑・白書類のバックナンバーを配架している。蔵書の特徴として、保育・幼児教育に関連する資料が多い。

短期大学・大学併せて収容定員に対する図書館の座席数の割合が 8%と 10%に満たない。閲覧席や学習スペースの充実化が課題である。新たに立ち上がった理事会の諮問機関である建築委員会、将来構想策定委員会のメンバーに図書館員も指名され、課題に対して議論を重ねている。

令和 3 (2021) 年 3 月 31 日現在の所蔵数は、図書 178,502 冊（うち和書 174,762、洋書 3,740）、学術雑誌 193 タイトル。DVD 等資料 1,617 点。館内の感染拡大防止の為、検索用パソコン 8 台（着席用 6 台、立席用 2 台）を設置しているが、1 台のみに制限している。閲覧席も 100 席あるが、間隔を空けて、対面を避けるように 27 席限定開放としている。DVD 等資料は館内視聴覚室にて視聴可能（最大 11 名）だが密を避けるため、

コロナ禍であるため現状利用停止としている。図書館関係諸規程に則り、選書、資料収集・管理、除籍を実施している。課内職員、図書館長による選書に加え、教員の推薦図書も購入している。高額図書に関しては、学術情報委員会と連携して購入決定している。学生のリクエスト希望は窓口・メールにて随時受付、検討して積極的に購入している。教員の希望による研究室置き図書購入の方法もある。学科構成上必要な図書、特に絵本や紙芝居は網羅的・積極的に収集する他、資格や仕事、マナーや敬語・文章の書き方など一般教養・知識に関する資料も多く収集している。資料の廃棄・除籍については、「学校法人白梅学園図書館（室）図書廃棄規程」（備付-規程集 30）に基づき、所定の廃棄願いにより行っている。

2021 年 3 月 31 日までの 1 年間に受入処理を行った参考図書（辞書・辞典、書誌・目録類）の所蔵数は、3,642 冊。学習時に利用しやすいように、辞書・辞典は図書館 1 F の閲覧席近くに設置している。図書館課では、前期・後期の授業開始直後に全教員へ所定用紙を配布し、教科書・指定図書・参考図書・関連図書等の問い合わせを行い半期ごとに購入している。特に指定図書は同一タイトルで複数冊所蔵し、貸出カウンターの近くに配架し、学生の目に入りやすいように配慮している。絵本 12,612 冊、紙芝居 833 点は、実習時の貸出にも大いに役立てられ、学習・実習支援につながっている。

敷地内に体育館（1,179 m²）を有し、校舎同様に大学との共用であるが、設置基準の規定を充たしている。

本学において、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合、学習管理システム（LMS）である「WebClass」があり、オンライン上で教材提供、出欠管理、レポート提出、テスト実施ができ、授業において使用している。また Zoom を契約し、必要に応じ遠隔において、双方向授業を行った。学内では F 棟 3 階にコンピューター室が 2 室、F39 学習室において貸出用 PC（20 台）があり、学内には無線 LAN を各地整備しており、学内においてほぼインターネットに接続できる環境を整えている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産については会計規程内に固定資産の管理、消耗品や用品については消耗品・用品の管理に関することを定め、財務諸規定と併せて整備し適切に処理している（備付-規程集 22）。備品・用品の調達については、全て購入依頼票によって処理しており、購入後管理番号を付与し、資産登録の維持管理に努めている。

授業、演習等で使用する備品等は学生が使用する場合は、取り扱い方法を含め適宜説明し、新入時オリエンテーション等で学内ポータルサイト等の説明をしている。令和2（2020）年度は4月対面でのオリエンテーションを実施できなかったため、ホームページや動画を使用しながら使用方法の説明を行った。

火災・地震対策については、大学と短期大学を合わせた統一の防災計画（大学・短期大学地震防災計画）（備付-規程集 73）を定めている。防災計画の中では避難場所、避難誘導経路、放送連絡、帰宅困難時の待機、防災備蓄等について定め、それらを実施するために諸規定化し、地震災害対策委員会と防災隊が組織される。合わせて、消防からの助言に基づき学園と大学・短期大学の消防体制の見直しを図り、防火管理者の分権体制を整備している。

避難・防災訓練は大学・短期大学合同で、授業中に地震が発生したと仮定して、避難場所へ避難する訓練を毎年1回実施している。令和2（2020）年度は実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年のような全学生、教職員による避難訓練は行わず、副学長（防火管理責任者）による避難訓練の概要及び必要な措置を配信した。また各講義室に避難経路図を掲示している。

校舎については昭和56（1981）年以前の全ての建物について、耐震診断を実施し、必要な箇所について耐震補強工事を実施した。設備については火災報知器や防火扉、防災放送設備の点検を定期的に行っている。火災発生時に消火設備を稼働させる非常用自家発電機については令和2（2020）年度に更新を行った。また防災備蓄庫には水・食料・救急箱などを用意している。

防犯については日中・夜間共に構内警備員を配置し適宜巡回を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、学外との通信に関して、外部との通信を制御し学内ネットワークの安全を維持するため、ファイアーウォールを設置しアクセス制御を行っている。これにより通常は学外から学内ネットワークへ直接アクセスする事は不可能となっている。

学内LANはVLANを構築し、学生が利用するネットワーク系統からは学生情報・成績などを管理している大学事務系ネットワークにアクセスできなくするなどルーティング制御を行い、安全性を担保している。なお、本学ネットワークへ接続される教職員の全端末はMacアドレス認証を行い、接続許可されていない端末に関しては、ネットワーク接続できないよう認証制御している。また、各端末のマルウェア対策に関しては全台ウイルス管理ソフトを最新のウイルス定義情報で稼働し一括管理することでセキュリティ対策を講じている。

省エネルギーについては、施設使用時の無駄な電気使用を無くすように呼びかけ消灯を推奨している。B棟1階は廊下をLEDへと変更し省エネ性を高め、B棟2階廊下には人感センサーの蛍光灯設置、エアコン使用については7～9月は28℃、12～3月は20℃で運用するように、ゴミ回収については日常的に分別廃棄の徹底を学生HANDBOOK（提出-1）でも伝えている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

備品及び用品に係わる申請・管理業務の負担が課題となっている。事務処理の負担

軽減を目的として、固定資産のうち備品及び用品の基準額を改定した。令和3（2021）年度より備品の基準額は現行5万円以上から変更後は10万円以上及びパソコン類とし、用品の基準額は現行1万円以上5万円未満から変更後は5万円以上10万円未満とした。

地震発生時の安全対策を万全にしていくことが課題となっている。施設については安全性を第一とするため、建物の耐震補強工事、特定天井の改修工事、体育館の床のサクレ研磨工事、及び万年塀からネットフェンスの改修工事を完了させた。今後、さらなる安全対策として、書棚などの転倒防止工事を全学的な計画に則って進めていく。大学・短期大学については令和4（2022）年度を目途に着手する予定である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

2) 備付資料

61 ウェブサイト 情報処理センター案内

62 情報コンセント図

63-1 第1コンピューター室見取り図

63-2 第2コンピューター室見取り図

63-3 F39 学習室見取り図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

本学において、学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づいた技術サービス、機器、設備を有しており、充実に努めている。全学にはポータルサイトを通じて教職員からの連絡の受取、履修登録、授業資料等のダウンロード、提出などの授業支援を行っている。設備としてはコンピュータ教室（備付-63-1、63-2）、グループワーク等ができる学習室（備付-63-3）、貸出用ノート PC などがあり、授業、授業外ともに活用されている。教職員には 1 台ずつパソコンを支給して、日々の業務に利用している。また、情報処理センターがコンピュータ設備や学内システムの利用支援・相談に対応し、教職員の情報技術向上に寄与している（備付-61）。各教室には有線 LAN があり、授業等で利用できる。コンピュータ室等、教職員使用のパソコンは定期的にリニューアルしており、直近では令和元（2019）年度末にコンピュータ教室、及び貸出用 PC を全面的にリニューアルした。また、構内全域で学生、教職員が無線 LAN を利用できるが、令和 2（2020）年度は電波状況の悪いエリアを調査し、アクセスポイント増設等に着手し、令和 3（2021）年度中に完了予定としている。

新しい情報技術を活用した効果的な授業を進めるためのサポート体制としては、FD 委員会が実施している授業支援メンター制度において個別に対応している他、随時、教務課や情報処理センターでも対応している。また令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全面遠隔授業を実施する関係において、4 月 16 日には「オンライン授業説明会」を実施。7 月 2 日に「オンライン授業における出席報告と成績評価に向けて」Zoom によるオンライン説明・研修会を実施した。その他遠隔授業（オンライン）をはじめるとあたり年度当初、関連教職員によるプロジェクトチームをつくり、教員、学生からの質問や環境整備状況など確認を行い、授業を進める支援を行った。具体的には、本学が導入している学習管理システム（LMS）である WebClass や学務情報システム Campus Plan などの活用方法を中心に、効果的な授業運営に資する支援体制を構築している。なお、今年度は非常勤講師を対象として講師連絡会（3 月 2 日）において、「本学の FD——WebClass を活用した授業展開事例紹介」と題した研修会を実施した。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

令和 2（2020）年度はコロナ禍のため、遠隔授業（オンライン）を行ってきたが、学生、教員への機器的、人的なサポート体制について整備、検討する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

1) 提出資料

12 [書式 1] 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）

- 13 [書式 2] 事業活動収支計算書の概要
- 14 [書式 3] 貸借対照表の概要（学校法人全体）
- 15 [書式 4] 財務状況調べ
- 18 令和 2（2020）年度計算書類
- 19 白梅学園の充実・発展に向けて

2）備付資料

- 64-1 白梅学園未来基金募集要項
- 64-2 白梅学園未来基金趣意書
- 65-3 令和 2（2020）年度計算書類（含む 財産目録__P. 37~P. 38）
- 規程集 29 学校法人白梅学園資金運用規程
- 規程集 35 大学・短期大学将来構想策定委員会
- 規程集 36 大学・短期大学新棟建築委員会規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ② 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ③ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ④ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑤ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑥ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑦ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ④ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資

金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

- ⑤ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人全体の資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり収入超過を継続計上している。

事業活動収支の収入超過の理由は、学園全体で入学定員の確保を目指したこと、及び経費削減に努めたことによる。貸借対照表は、対前年度末と比べると改善に向かっている。積立率を中長期で改善する取り組みに努めている。短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係は、毎年度部門別の決算も作成しており、その中で把握している。短期大学においては、学生数はおおよそ毎年定員を確保しており、定員充足率は100%以上で推移している。

退職給与引当金については、退職金の期末要支給額の100%を一括計上し、目的どおりに引き当てられている。

資産運用については「学校法人白梅学園資金運用規程」でその運用方法・運用対象などが明確に定められており、規程に基づき運用資金総額をおさえ、かつ安全でより有利な運用を行っている（備付-規程集29）。

教育研究費は学園全体において、および短期大学において20%を超えており、教育研究の予算配分には十分に配慮している。

教育研究用施設・設備及び学習資源の充実のため、校舎耐震対応整備の他、ICTを活用した教育のため設備の充実を図っている。

公認会計士による監査は年間計画に基づき行われ、監査意見への対応は適切に行っている。

寄付金の募集は適正に行われており、学校債の発行はない。

入学定員充足率および収容定員充足率はおおよそ100%程度で推移しており、定員充足率にふさわしい財務体質の維持に努めている。

なお、日本私立学校振興・共済事業団の「経営状態の区分」では、帰属収支差額の黒字幅が10%未満であるため、経営判断指標は法人では「A3」、短期大学では「A2」となり正常状態に位置している。

財的資源管理は、年度ごとの事業計画を常勤理事会にて集約し、最終的に3月の評議員会・理事会で承認を得ている。

平成30（2018）年度に、令和元（2019）年度～令和5（2023）年度の5か年の将来構想・中期実行計画（提出-19）を策定し、理事会・評議員会に報告・承認された。将来構想・中期実行計画に基づき当該年度の事業計画及び予算を策定し、3月の理事会・評議員会にて決定している。決定した事業計画と予算は、速やかに各部門長より周知・指示している。

年度予算は月次決算を実施することにより、進捗状況を確認し、適正に執行している。

日常的な出納業務はルールに基づいてなされており、経理責任者より定期的に理事長・法人事務局長に報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の将来像については、併設大学と合同で理事会の諮問機関として令和 2（2020）年度発足した「将来構想策定委員会」において検討してきており、それ以前は短大と併設大学にて合同で設置していた「将来構想委員会」において中長期的な将来構想を行ってきた。すでに行っていた「将来構想委員会」の内容を基盤に発展させ令和 3（2021）年 3 月には将来ビジョン冊子をまとめ教職員と共有した。また、「中長期計画（5 か年）」は平成 30（2018）年度策定した。この内容において併設大学含めた本学の取り巻く環境を含めた現状分析、教育・研究事業の向上のため、各年度、各部署の具体的な施策計画を策定した。令和 2（2020）年度理事会の夏期集中討議でも併設大学を含めた短期大学の外部環境及び中退率等の学生の動向の分析を行い報告した。法人部門においても中長期計画は、経営実態、財政状態を踏まえて策定し、実施されている。令和 4（2022）

年3月に80周年を迎え、令和5か年計画が理事会でも確認がされている。

学生募集対策については、入学センターと入試制度部が中心となって方針を検討し、入試に関することは教授会で決定し、具体的な実行は入学センターを中心としながら全教職員の協力を得ながら行っている。学生確保のために、ホームページの充実はもとより、学校訪問、高校での模擬授業、オープンキャンパスを実施して広報活動を行い、定員確保に努めている。短期大学の募集環境の厳しい状況の中、令和2（2020）年度入学定員190名に対し入学者99名（入学定員充足率104.2%）、令和3（2021）年度は入学者94名（入学定員充足率98.9%）と過去5年入学定員充足率はほぼ100%を維持している。

学納金については、教育環境を取り巻く経済状況・同分野の他大学の動向をもとに、毎年理事会で検討し決定している。

事務職員は大学・短期大学の業務を兼務し、教育・研究の充実を目的とし、教員と協力体制を取りながら日々の業務に取り組んでいる。事務職員人事は退職者の補充を原則としながら、各部門から教育計画に係わる要望があれば、全体の職員配置のバランスを見据えて検討し対応している。

施設設備の中長期的な将来計画として、15年間を見据えた、建物の保全（外壁補修、屋上防水など）、機器などの更新目標を作成している。また創立80周年を記念し、大学・短期大学の新棟建築を計画（令和7（2025）年度着工、令和9（2027）年度竣工）している。この新棟建築に向けて、令和2（2020）年度に、理事会の諮問機関として建築委員会を設置し、専門業者の支援を受けながら基本計画の策定を行っている。

外部資金の獲得については、平成23（2011）年度に学園の教育・研究及び財政基盤の強化を目的として「白梅学園未来基金」（備付-64-1）を創設し、在学生、卒業生、教職員ほか広く一般からも会員を募り、支援をお願いしている。短期大学においては私立大学等経常費補助金の一般補助と特別補助や、その他の補助金についても積極的に申請し、ICT環境の整備や施設の改修等を図っている。研究費では科学研究費補助金等、子ども学研究所において申請支援を行っており、積極的な応募を全学的に行っている。

遊休資産処分については現在のところ計画はない。

短期大学の定員管理は適切に行っており、引き続き定員確保に努めていく。短期大学部門においては概ね経費のバランスを保っている。

財政状況については、理事長及び各部門長（学内理事）を中心とした常勤理事会にて都度共有し、各部門長から所属教職員に共有し、短期大学では学長より教授会において適宜説明が行われている。決算確定後、毎年6月には理事長が各部門を回り財政状況の説明を行っている。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、予算外の支出が多く発生したため、定期的に状況をまとめて常勤理事会及び理事会にて報告し、議事録の形で教職員に周知している。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

学園の財政現状について、過去30年間以上にわたり、将来への教育環境整備（施設/ICT等）を行うための資金蓄積が十分でないことが課題となっている。新理事長の下、令和元（2019）年度に策定した「白梅学園令和充実5ヵ年計画」にて示された財政再建

策に基づいて、大学・短期大学の新棟建築資金に充てるために、令和2（2020）年度は冬季賞与を減額するなど、財政の見直しを着実に進めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の認証評価の改善点】（平成26年度自己点検・評価報告書より）

- ・教育資源については今後とも充実化を図るが、特に教育研究活動においては特段の配慮が必要である。研究紀要や研究年報に投稿されている論文や研究ノートなどまだ十分とはいえない。

物的資源については予算を伴うものであり、すぐに対応できないものもあるが、視聴覚機器や図書、あるいは学術雑誌などは重点的に確保していく。なお、校舎の建て替えについては予定しているが、東日本大震災による耐震補強の補助を受けているので、土地の新規取得を含め、工夫しながら実施することになる。

【改善の実施状況】

- ・教育資源については、学内の紀要や研究年報等発表の場を設けている。紀要や研究年報への論文や研究ノートの登校も短期大学から毎年掲載されている。

研究支援についても子ども学研究所中心に研究助成及び外部資金の応募への支援を行っている。

物的資源について、講義室 AV 機器の更新を行っている。耐震補強は対象施設について耐震化率100%となっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「白梅学園令和充実5ヵ年計画」にて示された財政再建策に基づいて、財政の見直しを実施している。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

1) 提出資料

23 学校法人白梅学園寄附行為

24 寄附行為施行細則

2) 備付資料

68 理事会議事録

備付-規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長井原徹は大学卒業後長きにわたり私立大学の職員として経験を積み、理事、

理事長（別の大学機関）と 50 年以上大学運営、経営に携わり、平成 31（2019）年 4 月 1 日に本学園の理事長に就任し、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事長の選任は、寄附行為第 5 条第 2 項に「理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。」と定めており、建学の精神である「ヒューマニズム」と教育の目的を理解し、学園の発展に寄与できる者を理事会において選任している（提出-23 第 5 条）。理事長は、入学式の告辞をはじめとし、さまざまな学校行事の機会及び定期刊行物を通じ、本学の建学の精神や教育理念について語っている。

理事長の職務については、寄附行為第 11 条に「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。」と定め、理事長は、学校法人を代表しその業務を総理している（提出-23 第 11 条）。なお同第 13 条（理事の代表権の制限）に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と定め、理事の代表権の制限についても明確にしている（提出-23 第 13 条）。

決算及び事業の実績の報告は、寄附行為第 34 条（決算及び実績の報告）に基づき、毎会計年度の終了後 2 月以内に作成し、監事の監査を受けている（提出-23 第 34 条）。5 月理事会の議決を経た決算書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書）及び事業の実績を評議員会において報告し、その意見を求めている（提出-18）。

寄附行為第 16 条第 1 項に「この法人に理事をもって組織する理事会を置く。」と定め、同条第 2 項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督する。」と定め、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している（提出-23 第 16 条）。

理事長は、寄附行為第 16 条第 3 項に基づき理事会を招集し、同条第 7 項に基づき、議長を務めている（提出-23 第 16 条）。また、学内理事で組織する「常勤理事会」は月 2 回の開催を原則とし、理事会からの付託を受け、各部門の検討事項の論議および部門間の情報共有を行っている。

認証評価については、毎年度の事業計画に落とし込み、適宜、理事会及び評議員会へ報告している。

理事会を構成する理事のうち、大学・短期大学学長、大学の学部長、高校校長、中学校長、及び法人事務局長を常勤理事とし、原則として月に 2 回の常勤理事会を開き、短期大学を含む学園の運営について情報を共有している。また学識経験者 6 名を学外理事とし、年に 6 回の理事会にて学外の情報についても積極的に発言いただいている。このように理事会は、学内外の情報を収集・共有し、短期大学の教育・研究・運営に責任があることを認識して、その発展に尽力している。

寄附行為第 16 条第 1 項に「この法人に理事をもって組織する理事会を置く。」と定め、同条第 2 項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督する。」と定め、理事で構成する理事会が本学園の最高意思決定機関であることを明確にしており、理事会は短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している（提出-23 第 16 条）。

理事会は「学校法人白梅学園寄付行為」における定めを基本として、「就業規則」や「給与規程」、「稟議・決済規程」、「会計規程」、「役員報酬規程」など、学校法人運営に

必要な規程類を整備している。また、短期大学に関する規程は「白梅学園短期大学学則」をはじめとして、組織関係、研究関係、教育関係、教務関係、奨学制度等学生関係など、短期大学の運営に必要な規程を整備している（備付-規程集）。

寄附行為第6条（理事の選任）に基づき、大学・短期大学学長、大学の学部長、高校校長、中学校長、及び法人事務局長を常勤理事とし、建学の理念である「ヒューマニズムの精神」を共有しながら、学園の教育・研究、及び経営について論議するなど、学園運営の核を担っている（提出-23 第6条）。また、同窓会、後援会関係者及び地域の有識者・学識経験者を外部理事として選任し、それぞれの分野において培ってきた実績・見識を持って学園の教育・研究及び健全な経営の発展について寄与している。

私立学校法第35条第1項で「理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならない」、同条第2項「理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。」と定められている。この規定に基づき本学園では寄附行為第5条に「この法人に次の定数の役員を置く。(1) 理事 14名又は15名 (2) 監事 2名」、同条第2条（理事長）に「理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。」と定めており、法令及び寄附行為に基づき適切に理事を選任している（提出-23 第5条）。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定については、役員の解任及び退任事由として、「寄附行為」第10条第2項第4号に「私立学校法第38条第8項第1号（学校教育法第9条各号のいずれかに該当するもの）又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と定め、学校教育法校長及び教員の欠格事由を準用している（提出-23 第10条）。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

責任と権限に関する規定等について、関連規程の整備状況や内容、議事録の有無などばらつきがあり、課題と考えている。令和2（2020）年度はコロナ禍への対応を優先したため、令和3（2021）年度に現状の整理と課題の洗い出しを行い、基本的な点について整理する予定である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

1) 提出資料

5 令和2年度学則

2) 備付資料

71 教授会議事録

規程集 38-1 白梅学園短期大学学長選任規程

規程集 46 白梅学園短期大学教授会規程

規程集 89-1 学生懲戒規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長について、平成 30（2018）年 4 月 1 日より令和 3（2021）年 3 月 31 日まで近藤幹生が務めており、令和 3（2021）4 月 1 日から高田文子が就任した。本報告書では令和 2（2020）年度の報告書のため近藤幹生について記載する。

学長は「白梅学園短期大学学長選任規程」第 2 条（学長の選任基準）において「学長は、人格、識見ともに優れ、かつ、教育、研究等において指導力を発揮しうる能力を有し、学長としての職務を掌理し得る者でなくてはならない」と定めている。この規程に基づき、選任されている。近藤幹生は本学の専門領域である保育園での現場経験、保育

園園長経験を経て、保育学を専攻し、博士（児童学）を取得している。その幅広い知識と優れた人格を以って建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。

また令和3（2021）年3月31日任期満了に伴う学長選定を令和2（2020）年度実施した際においても、「白梅学園短期大学学長選任規程」（備付-規程集 38-1）に基づき選考委員会の推薦を経て教授会での選挙において、選出し、その後理事会へ推薦し、承認された。

下記の通り学則第44条の規定に基づき、本学に教授会を置き、原則毎月開催されている。

（教授会）

第44条 本学に教授会を置く。

2 教授会は学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手をもって構成する。

3 教授会は学長が次の事項について決定するに あたり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が必要と認めた事項

4 教授会は前項に規定するもののほか教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

一 学則及び諸規程の改定に関する事項

二 学生の退学、転学、休学、賞罰その他身分に関する事項

三 教員の人事に関する事項

四 教育課程に関する事項

五 その他教育研究に関する事項で学長が必要と認めた事項

教授会は、上記学則第44条に定める事項及び「白梅学園短期大学教授会規程」（備付-規程集 46）について学長が決定するにあたり意見を述べるものとして、審議事項について、確認、承認を行っている。学長が招集し、審議機関として適切に運営している。

併設大学と合同で行う場合について、教授会規程（備付-規程集 46）第5条に明記されており、議事録は合同開催時でも大学とは別々に管理している。議事録は、次回教授会の冒頭において全構成員による確認を行っている。また、毎年度の初めに議事録署名人を提案し、議事録署名人が最終確認を行ない、署名押印している。

本学の教育は建学の精神および短期大学の教育理念・理想を土台として定められており、その精神に基づいて、短大では人間尊重の教育目的を実践することにより、社会の発展と人類の福祉に貢献する人材育成を目指して教育・研究活動を展開している。学生には建学の精神について入学式、卒業式での式辞において、また短期大学の教養教育科目である「ヒューマニズム論」、「人間」においても適宜ふれながら深く理解するよう努めている。また新入教職員にも入職時研修の中で学長より建学の理念に基づく本学の教育目標を含め講和し、理解するよう努めている。

学生懲戒規程（備付-規程集 89-1）を令和元（2019）年 6 月に施行し、適切に運用している。

学長は、短大全体の執行権限の中枢にあつて、法人の要請、あるいは教授会の決定事項に関して、それらを執行する上で最高位の指揮統括権限を有している。執行会議、教授会の議事の進行だけでなく、議事内容及び決定事項に対して大きな発言権、指揮権を有している。また、それら議決事項の運用に当たっても、適正にそれが執行されているかチェックしつつ、事務組織の動きも注視し、常にリーダー的役割を果たしている。

学長は、短大の部門長として学校法人の理事・評議員を務め、法人経営に関わるとともに、教育・研究環境整備のために法人に対し財政的要請を行うなどの役割を果たし、毎回の定例教授会において冒頭、報告等で理事会での論議報告や、年度の事業計画等について表明を行っている。また、「白梅学園短期大学学長選任規程」（備付-規程集 38-1）の第 2 条（学長の選任基準）「人格、識見ともに優れ、かつ、教育、研究等において指導力を発揮しうる能力を有し、学長としての職務を掌理し得る者でなければならない」を満たしている。

教授会構成員が三つの方針（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に対する認識を有し、学生の学習成果が上がるように建設的な審議を行っている。また、三つの方針は、ホームページや学生 HANDBOOK、履修案内等において公表するとともに、全教員に周知を図っている。

教授会の下に、教育上の委員会等を設置し設置規程等に基づいて適切に運営している。教授会規程（備付-規程集 46）第 4 条により、教授会において教員の人事に関する事項を審議する人事委員会、教育課程に関する事項を審議する教務委員会、学生生活に関する事項を審議する学生委員会、教学関係経費に関する事項を審議する予算委員会、図書および各種学術情報に関する事項を審議する学術情報委員会が置かれ、その他教育上、管理運営上必要な委員会を規程に基づき設置し、適切に運営している。各委員会とともに、委員会規程を定めて運営を行っている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策における対応において理事長、理事会とも協議を重ね、学園全体のコロナ対策本部に毎回出席し、教学と運営の調整を図ってきた。教育活動の維持を重点として学事日程を変更しながらも、学修を保障するため、毎回教授会において必要な対応等を確認し、担当教員の理解を得ながら遠隔授業と対面授業によって実施してきた。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

1) 提出資料

18 令和2(2020)年度計算書類

20 2020年度事業報告書

23 寄附行為

2) 備付資料

73-1 業務監査計画

73-2 業務監査報告書

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事の職務については、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、寄附行為第15条にその職務を定めている(提出-23 第15条)。

業務の状況については、年度初めに業務監査計画書を作成し、計画に基づき業務監査を実施している。業務監査実施後、報告書を作成し理事会に報告している(備付-73-1)(備付-73-2)。

財産の状況については、学園と適宜情報交換を行い、必要な助言を行っている。また、毎年度、監査法人と情報共有及び意見交換会を実施している。なお、令和2(2020)年度の意見交換会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴い、書面での実施となった。

理事の業務執行の状況については、私立学校法の改正に伴う寄附行為改定で、寄附行為第15条第1項第4号に「この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。」を明文化し、その職務を定めた(提出-23 第15条)。この規定に基づき、監事は理事会に毎回出席し、理事の業務執行について、必要に応じて意見を述べている。

監事は、年9回の理事会及び年4回の評議員会に毎回出席し、学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、必要に応じて意見を述べている。また、要請に応じて、常勤理事会にも参加し、日常業務の執行状況や諸課題について把握に努め、意見を述べている。

監事は、寄附行為第15条に基づき、学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している(提出-23 第15条)。令和2(2020)年度の監

査報告については、令和 3（2021）年 5 月 24 日開催の理事会及び評議員会に監事が出席し、報告書を提出した（備付-73-2）。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。理事は、寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号でその定数を「14 名又は 15 名」と定め、現員 15 名で構成している（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）（提出-23 第 5 条）。評議員は、同条同項第 2 号でその定数を「29 名から 31 名」と定め、現員 31 名で構成し（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって評議員会を組織している。

評議員会は、理事長が招集したとき、又は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に開催することとなっている（提出-23 第 19 条）。令和 2（2020）年度においては、5 月・11 月・1 月・3 月に開催し、寄附行為第 21 条に定める諮問事項以外に、学園の現状及び経営に関する事項などについて情報共有及び意見聴取を行った。

評議員会の開催にあたっては、寄附行為に基づき評議員総数の過半数の出席をもって成立とし、議長は評議員のうちから評議員会において選出している（提出-23 第 19 条）。

評議員会の諮問事項は、私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 21 条に定め、理事長の諮問機関として適切に運営している（提出-23 第 21 条）。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

教育情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、必要な情報を公表している。情報公開ページをホームページ上に作成し、学則、学生数等教育情報を広く公表している。

財務情報については、私立学校法第 47 条の規定に基づき、寄附行為第 34 条「財産目録等の備付け及び閲覧」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を備え付け、利害関係人から請求があった場合に閲覧に供している。な

お、事業報告書及び財務書類については、学園ホームページで公表のほか、在学生・学園関係者に配布する機関誌『地域と教育』にも掲載している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

【前回の認証評価の改善点】（平成 26 年度自己点検・評価報告書より）

- ・教授会は併設大学と合同で行う場合があるが、規程上にその旨を明確化する必要があるため、早急に規程の策定を検討する必要がある。
- ・教員の教育研究活動については一定に保障されているが、一層の活性化のために、科研費などの外部資金のさらなる獲得を目指すとともに、教員の研究業績、研究会活動、教育実績、社会貢献等の結果を十分に把握して人的資源の有効な活用を図る。
- ・情報セキュリティ対策に関する規程整備や活動を強化するために、ICT 関連センターを設置し、情報セキュリティポリシーの早期制定を目指す。

【改善状況】

- ・併設大学と合同教授会を実施する規程を整備した。ただし審議事項については短期大学で単独で行い、短期大学独自の審議、承認ができガバナンス機能を果たしている。
- ・科学研究費等の外部資金の獲得については、子ども学研究所が機関全体を支援しており、恒常的に科研費の獲得支援を行っている。また教員の研究業績、研究会活動、教育実績、社会貢献等の結果については子ども学研究所にてとりまとめ、子ども学研究所研究年報において毎年公表している。
- ・情報セキュリティ対策については法人全体にて取り組みながら、個人情報に関しては「白梅学園個人情報保護規程」により遵守してきている。現在情報処理センターに専任の職員を配置し活動の強化している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

正誤表

白梅学園短期大学 自己点検・評価報告書において記載内容に誤りがございましたので、下記の通り訂正させていただきます。

	正	誤
69 頁 18 行目	(4) 教育課程編成・実施の方針に… (略)	(4) <u>学科・専攻課程</u> の教育課程編成・実施の方針に… (略)
69 頁 21 行目	(5) 非常勤教員の採用は、… (略) …規定を <u>遵守</u> している。	(5) 非常勤教員の採用は、… (略) …規定を <u>遵守</u> している。
74 頁 32 行目～ 38 行目	(6) <u>SD 活動に関する… (略)</u> (7) <u>日常的に業務の… (略)</u> (8) <u>事務職員は、… (略)</u>	(6) <u>防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。</u> (7) <u>SD 活動に関する… (略)</u> <u>① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。</u> (8) <u>日常的に業務の… (略)</u> (9) <u>事務職員は、… (略)</u>
78 頁 17 行目	(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。	
81 頁 18 行目～	… (略) 大学との共用であるが、設置基準の規定を充たしている。 <u>本学において、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合、学習管理システム (LMS) である「WebClass」があり、オンライン上で教材提供、出欠管理、レポート提出、テスト実施ができ、授業において使用している。また Zoom を契約し、必要に応じ遠隔において、双方向授業を行った。学内では F 棟 3 階にコンピューター室が 2 室、F39 学習室において貸出用 PC (20 台) があり、学内には無線 LAN を各地整備しており、学内においてほぼインターネットに接続できる環境を整えている。</u>	… (略) 大学との共用であるが、設置基準の規定を充たしている。